

# 知財トピックス

## 2025年1月～12月

本書は、三枝国際特許事務所HPの「知財トピックス」で2025年1月～12月に掲載した記事を、エリヤ別にまとめたものです。各記事には掲載月を記載しています。

本書内の参考URLなどは、当所HPの「知財トピックス」にご訪問くだされば、簡単にご覧頂けます。

<https://www.saegusa-pat.co.jp>

本書は、一般的な情報を提供するものであり、法律的なアドバイスではないことをご了承ください。

また、本知財トピックスに掲載されたすべての内容に関する権利は当所に帰属するものです。本知財トピックスの掲載内容全部について、無断使用・複製はご遠慮ください。

尚、文中のURLをクリックしてもリンク先にうまくとばない場合は、URLをコピーしてお使いください。

## 目次

日本

P3-27

北米

P28-56

欧州

P58-68

WIPO

P70-74

アジア

P75-97

中南米

P98-107

中東・アフリカ・その他

P108-109

# 日本

2025年2月掲載

## 【日本】外国知財情報に関する動画コンテンツのご紹介

日本弁理士会関西会の国際情報委員会から、外国知財情報についての動画が公表されました。各トピックあたり、1分～数分程度の見やすい長さで、外国的財産に関わったことがある方はもちろん、これから外国的財産に携わる予定の方々にも、ご理解頂ける内容ですので、是非ご利用ください。

### 1.外国の特許庁への直接出願

<https://youtube.com/shorts/VD0iyxU0xg4>

### 2.外国で訴えられたら

<https://youtube.com/shorts/LqI6vMqMEmc>

### 3.特許と免許

<https://youtube.com/shorts/iZb1jb59vvs>

### 4.AI関連発明の保護について

[https://youtube.com/shorts/tHN\\_u-eq2fQ](https://youtube.com/shorts/tHN_u-eq2fQ)

### 5.越境Eコマースと模倣品対策

<https://youtube.com/shorts/9cqN4oJXbeE>

### 6.補助金を活用して外国特許をとろう

<https://youtube.com/shorts/0UgpJDzqFwg>

# 日本

2025年3月掲載

## 【日本】INPITから動画コンテンツがリリースされました

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、日本商工会議所と連携し、企業経営で起こりうる経営課題に対し、知財の視点を切り口とした対応事例の動画コンテンツをリリースしています。

今般、以下の2つのコンテンツが新たにリリースされました。再現ドラマ仕立てで、大企業等との共同開発契約における知財のポイントと工場見学における営業秘密管理について解説されています。

### ・相手が成果を独り占め!? 共同開発契約における知財の留意点

[https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P\\_studyview2.aspx?JoqiTZZ2DWE7GOgNW1clfvyUgtDMDkRqrFrGe7aB31c2VZzue7%2b%2bhQQ%3d%3d#no-back](https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_studyview2.aspx?JoqiTZZ2DWE7GOgNW1clfvyUgtDMDkRqrFrGe7aB31c2VZzue7%2b%2bhQQ%3d%3d#no-back)

### ・何も知らずに情報流出!? 工場見学における営業秘密の留意点

[https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P\\_studyview2.aspx?JoqiTZZ2DWE7GOgNW1clfvyUgtDMDkRqrFrGe7aB31c1TAuFspNfOLQ%3d%3d#no-back](https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_studyview2.aspx?JoqiTZZ2DWE7GOgNW1clfvyUgtDMDkRqrFrGe7aB31c1TAuFspNfOLQ%3d%3d#no-back)

詳細情報及び過去の動画につきましてはINPITの以下URLをご参照ください。

[https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info\\_20230324.html](https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20230324.html)

# 日本

2025年3月掲載

## 【日本】JPO、情報提供の手引【特許編】及び虎の巻を公表

日本国特許庁（JPO）から、特許に対する情報提供制度について、ユーザ向けのマニュアル「手引」と、その要点をまとめた「虎の巻」が公表されました。

### 情報提供制度

情報提供制度は、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していないこと等についての情報を審査官・審判官に対して提供することができる制度です。情報提供は、匿名でも可能で、特許付与後でも行うことができます。

近年、情報提供件数は、年間5,000件前後で推移しており、情報提供を受けた案件の約70%において、情報提供された文献等が拒絶理由通知中に引用文献等として利用されています（令和6年9月～11月に拒絶理由が通知された特許出願案件100件をサンプル調査）。

出典：JPOウェブサイト

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/johotekyo/index.html>

### 情報提供の手引【特許編】

情報提供制度・手続の詳細を掲載したマニュアルで、「刊行物等提出書」（【提出の理由】欄など）の記載例、オンライン（電子出願ソフト）を利用した情報提供の手続、自己の特許出願に情報提供がされた場合の確認方法等が掲載されています。

### 虎の巻

情報提供に関して、特に重要なポイントが、イラスト入りでわかりやすくまとめられています。

情報提供の手引【特許編】は以下のURLから入手できます。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/johotekyo/document/index/tebiki.pdf>

虎の巻は以下のURLから入手できます。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/johotekyo/document/index/toranomaki.pdf>

# 日本

2025年3月掲載

## 【日本】特許（登録）証の再交付請求について

2025年1月1日より、特許（登録）証の再交付請求の要件が緩和され、理由を問わずに請求することが可能になるとともに、汚損、破損の際に求めていた特許（登録）証の提出が不要となりました。

これまで特許（登録）証の再交付を受けるには原本の汚損、破損、又は紛失の場合に限られ、再交付申請をするには、その理由と汚損又は破損の場合には汚損又は破損した原本の提出が必要でした。このため、オンライン発送で受領した特許（登録）証については、受領したPDFを廃棄してしまったような特殊な場合を除いて再交付請求をすることができず、紙の特許（登録）証が必要な場合にはPDFを印刷するか、民間の登録証印刷サービス等を利用しなければなりませんでした。

今回の改正により、オンライン発送で特許（登録）証をPDFで受領した場合でも、紙の特許（登録）証が必要であれば再交付請求をすることにより紙の特許（登録）証が入手可能となりました。

尚、再交付請求書は電子特殊申請（オンライン）で提出することができ、1権利者につき4,600円の手数料がかかります。

詳細につきましてはJPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/tokkyoshou\\_saikoufu.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/tokkyoshou_saikoufu.html)

# 日本

2025年3月掲載

## 【日本】特許庁関係手続における押印の見直しについて

今般、日本国特許庁（JPO）は、「印鑑証明書」等の提出にかかる運用を見直し、「実印である旨」の宣誓を行うことにより、「印鑑証明書」及び「実印による証明書」の提出が原則不要となる旨公表しました。

### 1. 運用変更の背景

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020年12月28日、「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行され、一部の手続を除き、押印が不要となりました。

また、2021年6月12日には「特許登録令施行規則等の一部を改正する省令」が施行され、さらに押印が不要な手続が追加されました。

ただし、押印を存続する手続（偽造の被害が大きい手続）の手続書面及び証明書類に押印する印は、「本人確認ができるもの」（いわゆる実印）と規定され、手続書面及び証明書類に押印された印について、原則として「印鑑証明書」及び「実印による証明書」の提出が必要とされました。

一方で、在外者等に対しては、（押印に代えて）署名証明書等の本人確認ができる書面の提出が求められています。しかし、申請書等に譲渡人又は譲受人等の代理人である弁理士又は弁護士による「譲渡人等の意思確認をした旨」の記載があれば、署名証明書等の提出を不要とする運用が行われており、国内居住者と在外者の要件に不平等が生じていました。

そこで、今般、「実印である旨」の宣誓を行うことにより、「印鑑証明書」及び「実印による証明書」の提出が原則不要となる運用変更が行われることになりました。

なお、譲渡人又は譲受人等の本人が手続する場合についても、申請人が「実印である旨」の宣誓を行うことにより、「印鑑証明書」及び「実印による証明書」の提出が原則不要となります。また、外国人による証明書類への署名についても、同様に、申請人が「譲渡人等の意思確認をした旨」を記載することで、署名証明書等の証明書の提出が不要となります。

### 2. 変更の対象

当該運用変更の対象となるのは、2025年4月1日以降にJPOに提出される証明書類等です。なお、宣誓や使用された印が実印であるか否かに疑義がある場合は、印鑑証明書を求められる場合がありますので、ご留意ください。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照下さい。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html>

# 日本

2025年3月掲載

## 【日本】日本国受理官庁に出願するPCT国際出願のDAS対応について

2025年4月1日以降に、日本国特許庁を受理官庁（RO/JP）として、オンライン出願されたPCT国際出願には、DAS（デジタルアクセスサービス）対応が導入され、各出願に4桁のアクセスコードが付与されます。付与されたアクセスコードの利用により、優先権書類の提出を省略できます。

### 1. アクセスコードの取得方法

#### (1)メールによる通知

願書に記載した手続者のメールアドレス宛てに、出願からおおよそ2~3週間後に、WIPO国際事務局（IB）よりアクセスコードが通知されます。

ただし、メールアドレスが不明の場合には通知メールを受領できませんので、PCT出願の願書には、メールアドレスを記載されることを強く推奨いたします。

#### (2)ePCTシステムでの確認

願書にメールアドレスを記載しなかった場合や通知メールを紛失した場合、WIPOのePCTシステム上でアクセスコードを確認することが可能です。この方法を利用するには、「WIPOユーザーアカウントの作成」、「高度な認証方法」の設定、案件ごとの「ePCTアクセス権」の取得が必要です。

また、ePCTシステム上でアクセスコードを確認できるようになるまでには、2週間程度の時間を要する点にご留意ください。

### 2. アクセスコードの利用方法

#### (1)RO/JPに新たなPCT出願を行う場合

新たなPCT出願をオンラインで行う場合は、出願後に、基礎出願のアクセスコードをIBに通知する必要があります。なお、2026年1月からは、出願時にインターネット出願ソフト上でアクセスコードが入力可能になる予定です。

新たなPCT出願を画面で行う場合は、願書の第VI欄にアクセスコードを記載します。

#### (2)日本国特許庁に特許出願・実用新案登録出願を行う場合

出願時に、願書の「パリ条約による優先権等の主張」欄に、国・地域名、出願日、出願番号、アクセスコード、優先権証明書提供国（機関）として「世界知的所有権機関」を記載します。なお、出願時に優先権主張の基礎となる出願番号やアクセスコード等の情報を得ることができない場合には、手続補正書にて補充することができます。

#### (3)他国特許庁に出願する場合

各国の特許庁がDASに対応しているかを確認した上で、各国の定める方法によりアクセスコードを提供します。

なお、台湾は、DASプラットフォームに参加しておらず、PCT出願を基礎とする優先権主張について、アクセスコードの利用による優先権書類提出の省略はできず、紙で優先権証明書を提出する必要がありますので、ご留意ください。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照下さい。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/das\\_rojp-pct.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/das_rojp-pct.html)

# 日本

2025年4月掲載

## 【日本】「特許庁ステータスレポート2025」が公表されました

特許庁ステータスレポートは、特許庁の統計情報及び政策の成果をいち早く発信する、年次報告書の速報版として作成されています。

特許庁ステータスレポート2025から、以下の項目について簡単に説明します。

### 1. 特許出願件数

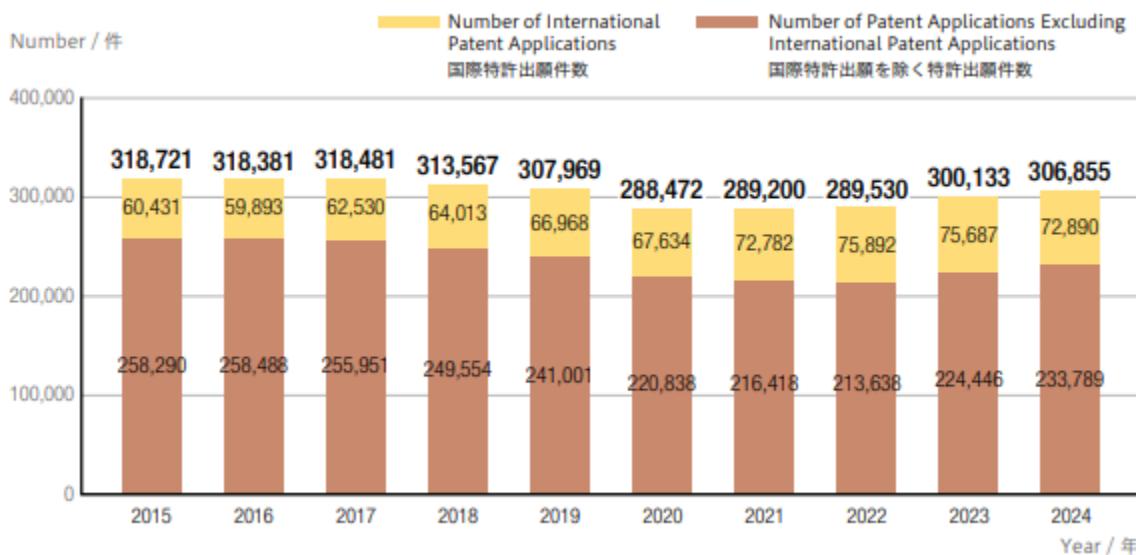
2024年の、特許庁への特許出願件数<sup>\*1</sup>は306,855件で、2023年の300,133件から6,722件増となりました。このうち、国際特許出願件数<sup>\*2</sup>は72,890件で、2023年の75,687件を2,797件下回りました。国際特許出願を除く、特許出願の件数は近年減少傾向にありましたが、2024年は2023年に続いて前年を上回りました。

日本国特許庁を受理官庁としたPCT国際出願の件数は、過去最高を記録した2019年の51,652件から漸減傾向にあり、2024年は46,751件でした。

\*1特許出願件数は、特許権の存続期間の延長登録の出願を含みます。

\*2国際特許出願とは、特許協力条約に基づく国際出願であって指定国に日本国を含み、かつ日本国特許庁に国内書面が提出された特許出願です。件数は、国内書面の提出の日を基準にカウントします。

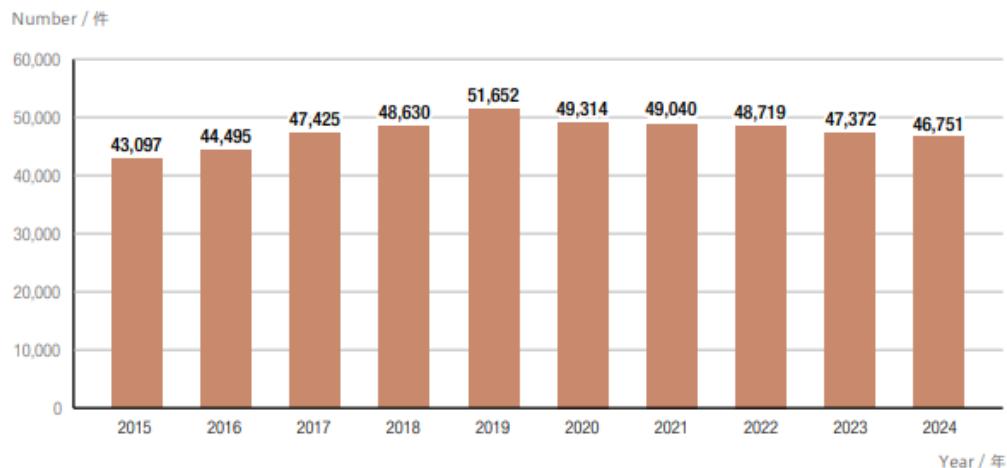
### 特許出願件数



出典：特許庁ステータスレポート14頁、図1-1-1

# 日本

## PCT国際出願件数



出典：特許庁ステータスレポート;20頁、図1-1-11

## 2. 一次審査通知（First Action）までの期間（FA期間）と権利化までの期間

2024年度のFA期間\*3は平均9.4か月と、2023年の10.0か月より早くなり、更に感染症拡大前の基準（2019年の9.5か月）よりも早くなりました。権利化までの期間\*4も2023年の14.7か月から13.8か月に短縮され、感染症拡大前の基準（2019年の14.3か月）よりも早くなりました。

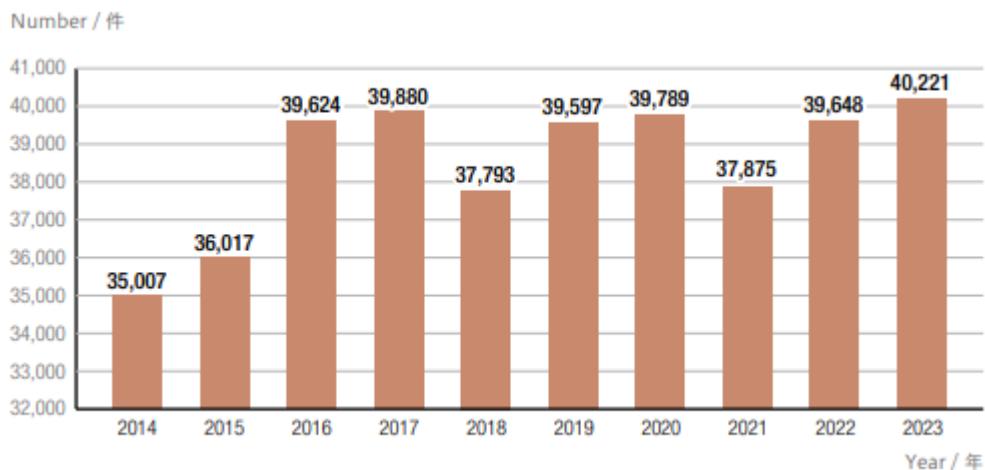


出典：特許庁ステータスレポート;51頁、図2-1-1

# 日本

## 3. 日本の中小企業の特許出願件数

中小企業の特許出願件数は、2022年、2023年と連続で増加し、2023年は過去最高の40,221件となりました。特許庁はINPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）と共同で中小企業に様々な援助を行っています。



出典：特許庁ステータスレポート;19頁、図2-1-1

特許庁ステータスレポート2025の日本語・英語併記版及び英語版はそれぞれ下記のURLからご覧いただけます。

日本語・英語併記版

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/2025/index.html>

英語版

<https://www.jpo.go.jp/e/resources/report/statusreport/2025/index.html>

# 日本

2025年4月掲載

## 【日本】スタートアップ向け意匠分野の早期審査開始-2025年4月より

これまで意匠分野においては、権利化に緊急性を要する実施関連出願、外国関連出願及び震災復興支援関連出願のみが早期審査の対象となっており、スタートアップ企業というだけでは、早期審査の対象となりませんでした。

しかし、近年、スタートアップ企業からの意匠出願が増加している事情に鑑み、日本国特許庁（JPO）は、2025年4月1日より、スタートアップを対象とした意匠分野の早期審査を開始しました。早期審査の対象になると、審査期間（出願から最初の結果通知まで）が平均6か月から3か月に短縮されます。

対象となる出願の要件

### 1. 「スタートアップによる出願」であること

「スタートアップによる出願」とは、出願人の全部又は一部が次の①から③までのいずれかに該当する場合をいいます。

- ① その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主
- ② 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては5人）以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業に支配されていない法人
- ③ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業に支配されていない法人

### 2. 「実施関連出願」であること

「実施関連出願」とは、出願人自身又は実施許諾を受けた者（ライセンシー）が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願である場合をいいます。

尚、上記要件を満たしていても、「建築物」「内装」の意匠の出願は早期審査の対象となりません。ご注意ください。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyou\\_soukisinri.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyou_soukisinri.html)

<https://ipbase.go.jp/news/2025/03/news-250328.php>

# 日本

2025年4月掲載

## 【日本】JPO、大学の研究者の目線に立った知財情報提供に関するパンフレット作成

日本国特許庁（JPO）は、大学の研究者が研究活動を前に進めるヒントを記載したパンフレットを作成しました。このパンフレットは、大学の産学連携組織関係者が、特許に関する取組経験のない大学研究者と対話する際に活用できる情報源となることが期待されています。

### 1. 背景

JPOは、これまで大学の研究成果を事業化することを目的とした施策を講じてきました。その一環として、大学研究者の特許に対する意欲を高める方法を検討してきましたが、依然として特許に対する取組経験（出願やライセンス等）には研究者により差がある状況です。

また、知財初学者向けの資料は多く存在するものの、大学研究者が自身に必要な情報等を取捨選択することは難しい可能性もあり、特許に対する取組経験のない大学研究者が、特許に対する関心を高め、出願等に取り組むきっかけとなる情報提供の在り方が検討されてきました。

### 2. 研究者のタイプ別分類

大学の研究者の目線に立った知財の情報提供について調査研究を実施した結果、研究者のタイプによって、特許に取り組むことによって得られるメリットに違いがあり、この違いを意識した情報提供を行うことが重要であることが明らかになりました。

そこで、このパンフレットでは、研究者を「実用志向タイプ」、「真理探究タイプ」、「バランスタイプ」の3つに分類し、研究者のタイプごとに訴求すべき点の違いが説明されています。

具体的には、実用化に対する意識が強い研究者に対しては、社会実装のツールとして特許が機能し得る側面を訴求することが有用であり、一方でサイエンスに対する意識が強い研究者に対しては、研究テーマの広がりを支えるツールとして特許が機能し得る側面を訴求することが有用であるとの示唆があります。

このパンフレットが、大学発の革新的な技術やアイデアを社会実装につなげ、日本経済の活性化に貢献するきっかけとなることが期待されます。

詳細につきましては、経済産業省の以下URLをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250418001/20250418001.html>

また、「大学の研究者の目線に立った知財の情報提供に関する調査研究報告書」の全文は以下URLから入手できます。

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024\\_08\\_zentai.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024_08_zentai.pdf)

# 日本

2025年5月掲載

## 【日本】JPO、特許権等の回復申請状況公表

特許法等の一部を改正する法律案が2021年5月14日に国会で可決・成立し、同年5月21日に法律第42号として公布され、2023年4月1日に施行されました。

この改正により、手続期間徒過により特許権等の権利が消滅した場合の権利回復の判断基準が、「正当理由（相当な注意基準）」から「故意でない（故意基準）」に緩和され、これまで救済されなかった、期間管理ソフトの入力ミス等の人為的ミスや、管理システムの瑕疵等の手続管理上のミスに起因する手続期間徒過も救済の対象となり得ることとなりました。

対象となる手続き等の詳細につきましては弊所知財トピックス2023年4月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/13472/>

その救済認否は権利の得喪に係わり、第三者への影響が大きいことから、日本国特許庁（JPO）は、2025年4月1日以降に回復理由書を受け付けた案件の特許（登録）番号を公表することにしました。

なお、回復理由書は、回復が認められた後又は却下処分がなされた後でないと閲覧できません。さらに、特許法第186条第1項第6号又は第7号の規定に該当し、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、閲覧等は制限されます。

詳細につきましてはJPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kaifuku\\_shinsei.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kaifuku_shinsei.html)

なお、本件は、弊所の東野匡容弁理士が弁理士会側の委員長として参加した令和6年度下期対応協議において、弁理士会から特許庁へ申し入れを行った要望事項です。

# 日本

2025年5月掲載

## 【日本】令和7年度中小企業等海外出願支援事業等の公募が開始されました

### 1. 海外出願支援事業

日本国特許庁（JPO）は、中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、外国出願にかかる費用の半額（上限額：1 企業あたり300万円：1案件あたり、特許の場合は150万円）を助成します。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien\\_gaikokusutugan.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusutugan.html)

一般社団法人発明協会（INPIT）の以下URLもご参照ください。

<https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html>

### 2. 模倣品対策支援事業

また、JPOはジェトロを通じて、海外で産業財産権の侵害を受けている中小企業等に対し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査及び一部の権利行使等にかかった経費の2/3（上限額：400万円）を助成します。

詳細につきましては、JETROの以下URLをご参照ください。

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service/](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service/)

### 3. 防衛型侵害対策支援事業

さらに、JPOはジェトロを通じて、海外企業から警告、訴訟など係争に巻き込まれた中小企業等に対し、対抗措置にかかる費用（補助金の交付決定日から2026年1月15日までに発生した費用）の2/3（上限額：500万円）を助成します。

詳細につきましては、JETROの以下URLをご参照ください。

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html)

# 日本

2025年5月掲載

## 【日本】JPO、GXTIを用いたマクロ調査結果を公表

2022年6月23日、日本国特許庁（JPO）は、グリーン・トランスフォーメーション（GX）に関する特許技術を俯瞰する新たな技術区分表を作成し、それに紐付けられた特許検索式を合わせた「GXTI（Green Transformation Technologies Inventory）」を公表しました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2022年10月掲載分及び2023年9月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/12002/>

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/13786/>

今般、JPOは「令和6年度特許出願動向調査-マクロ調査- GXTI編」を公表しました。

主な内容は以下の通りです。

### 1. 調査方法等

・調査期間：2014～2022年（優先権主張年ベース）

・調査対象国

【GX技術全体、GXTI上の大区分、GXTI上の中区分】

日本、米国、欧州、ドイツ、フランス、英国、中国、台湾、韓国、カナダ、インド、ASEAN、オーストラリア及びPCT出願

【横断的な視点（gxY01～gxY04）】

日本、米国、欧州、中国、韓国及びPCT出願

・調査実施日：2024年11月1日～2024年12月9日

### 2. 調査結果

#### 1) 出願人国籍・地域別のパテントファミリー件数年次推移

2014～2022年の調査対象国・地域への特許出願について、ファミリー件数は約100万件で増加傾向にあり、中国籍が約53万件と最も多く、次いで、日本国籍、韓国籍、欧州籍、米国籍の順に多い。

中国籍は顕著に増加、韓国籍、インド籍も増加傾向で、欧州もやや増加傾向にある。

日本国籍は、2018年以降大きく減少にあり、米国籍も2016年以降やや減少傾向である。

# 日本

## 2) 出願人国籍・地域別のIPF件数年次推移

2014～2022年の調査対象国・地域へのIPF件数は約27万件で増加傾向にある。

その中で、日本国籍が約7万件と最も多く、次いで、欧州籍、米国籍、中国籍、韓国籍の順に多い。

日本国籍は2018年まで増加したが、その後、減少傾向であり、米国籍はほぼ横ばい傾向、中国籍及び韓国籍は増加傾向にある。

## 3) 大区分別ファミリー件数推移と出願人国籍・地域別ファミリー件数

大区分別ファミリー件数合計では、「gx B：省エネ・電化・需給調整」が約39万件で最も多く、次いで、「gx A：エネルギー供給」「gx C：電池・蓄エネ」の順となっている。

中国籍が全ての大区分のファミリー件数で最も多く、日本国籍は、「gx A：エネルギー供給」「gx B：省エネ・電化・需給調整」「gx C：電池・蓄エネ」で2番目に多い。

## 4) GXTI上のgxY（横断軸）区分別の動向調査

GXTI上のgxY（横断軸）区分別ファミリー件数合計では、「gx Y04：ICT関連技術（ビジネス関連技術を除く）」が約11万件で最も多く、IPF件数も同様である。

中国籍が全ての区分のファミリー件数で最も多く、日本国籍は、「gx Y04：ICT関連技術（ビジネス関連技術を除く）」「gx Y02：計測・測定関連技術」で2番目に多い。

調査結果の詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/document/gxti/r6fy-gxti.pdf>

# 日本

2025年6月掲載

## 【日本】漫画でAI・IoTの審査基準を解説－インドネシア語版が追加されました

日本国特許庁（JPO）は、2021年に、社会的関心の高いAI・IoT関連技術を題材として、特許の審査基準の基本的な考え方を漫画化した「漫画審査基準～AI・IoT編～」を公開しました。なお、この漫画審査基準は、特許庁職員が作成したものです。

漫画審査基準作成にあたり、JPOは、「より多くの方に審査基準に興味を持っていただきたい」、「審査基準を理解していただくためのハードルを下げたい」との願いを込めたそうです。

詳細につきましては、弊所知財地ピックス2021年7月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/9853/>

その後、JPOは、日本語の漫画審査基準に、英語版、英語動画版、ベトナム語版、タイ語版、アラビア語版を加え、より多くの世界の方々に日本の審査基準を理解していただけるよう努力してきました。

今般、漫画審査基準にインドネシア語版が新たに加わり、日本語を含めると6か国語に対応することとなりました。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/comic\\_ai\\_iot.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/comic_ai_iot.html)

# 日本

2025年6月掲載

## 【日本】特許法施行規則の一部を改正する省令（令和7年5月30日経済産業省令第48号）施行

2025年5月30日、日本国特許庁（JPO）は、「特許法施行規則の一部を改正する省令案」および「裁判制度の運用要領」改正案に対する意見募集の結果と、意見に対する特許庁の考え方を公表しました。

これらの意見を踏まえ、「特許法施行規則の一部を改正する省令（令和7年5月30日経済産業省令第48号）」と「裁判制度の運用要領」が同日施行・改正されました。

### 1. 特許法施行規則の一部を改正する省令の概要

特許法、実用新案法及び意匠法の規定により裁判を請求する者は、特許法施行規則の様式により作成した裁判請求書を提出しなければなりません。当該様式には裁判請求に至るまでの協議の経過を記載する欄を設けていところ、その備考において、以下2点を協議の経過に係る具体的な記載事項として追加します。

(1) 知的財産権に関する紛争解決手段として、裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）が注目されているところ、通常実施権の許諾を求める他者は、協議が不成立に終わった場合であっても、直ちに裁判の請求を行うのではなく、まずはADRによる解決を試みることが考えられます。この場合において、具体的な争点や判断材料を明確化し、裁判の審議を効率化する観点から、ADRの経過及び結果についても新たに裁判請求書への記載を求ることとします。

(2) 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「TRIPS協定」という。）第31条(b)第1文では、「他の使用は、他の使用に先立ち、使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、認めることができる」という旨が規定されています。そこで、裁判に係る審議を円滑に進める観点から、裁判請求がTRIPS協定第31条(b)第1文の要件を満たしていることを明確化するため、特許権者に提示した当該条件を協議の経過として裁判請求書に記載することとします。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/syoreikaisei/tokkyo/tokkyohou\\_20250530.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/syoreikaisei/tokkyo/tokkyohou_20250530.html)

# 日本

## 2. 「裁判制度の運用要領」の改正

改正された「裁判制度の運用要領」には、以下の記載の通り、ADRの利用が明確に示唆されています。

「協議が成立せず」とは、協議をしたにもかかわらず成立しなかった場合をいい、「協議をすることができないとき」とは、許諾を得る目的で話し合いを求めたが権利者側に協議をする意思がない場合等をいうと解される。このような場合の具体的な事例としては、当事者同士の直接の協議の不成立の他に、その後の裁判の請求を前提とした代替的な紛争解決手続（ADR）を利用したが和解に至らなかった場合等が考えられる。

また、改正された「裁判制度の運用要領」には、公共の利益のため「特に必要である」か否かを検討するにあたって、以下の具体的な事例が明記されています。

- (i) 特許権者等によっては十分に満たされない需要に対応する必要があること。
- (ii) 同等の公共の利益を速やかかつ適切に確保できる代替技術が存在しないこと。
- (iii) 請求人が裁判の請求に係る特許発明を利用した事業を速やかかつ適切に実施でき、公共の利益を確保できること。（なお、特許発明を利用した事業の実施が他の法令等に基づく許認可等の対象であり、審議時の技術的な水準に照らして、当該他の法令等上必要となる行政機関の許認可等の要件に関する明白な疑義が認められる場合は、これに該当しない。）
- (iv) 裁判が被請求人に与える影響を考慮してもなお公共の利益を確保すべきであること。

「裁判制度の運用要領」につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kogyo-shoyu/document/shingikai/saitei\\_yoryo.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kogyo-shoyu/document/shingikai/saitei_yoryo.pdf)

# 日本

2025年7月掲載

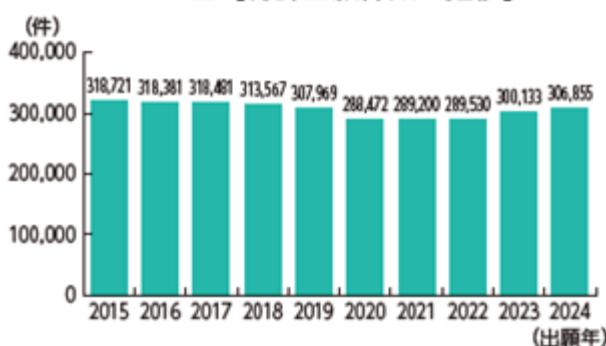
## 【日本】JPOが「特許行政年次報告書2025年版」を公表

日本国特許庁（JPO）は、知的財産をめぐる国内外の動向と JPO の取組についてまとめた、「特許行政年次報告書 2025 年版」を公表しました。

「特許行政年次報告書 2025 年版」の主なポイントは以下の通りです。

### 1. 2024年の特許出願件数は前年比3.6%増の306,855件でした。

1-1-1図 【特許出願件数の推移】



（出典：特許行政年次報告書2025年版 第1章グラフで見る国内外の動向）

### 2. 2019年に特許出願された案件の特許登録率は60.7%であり、近年増加傾向にあります。

1-1-6図 【出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移】

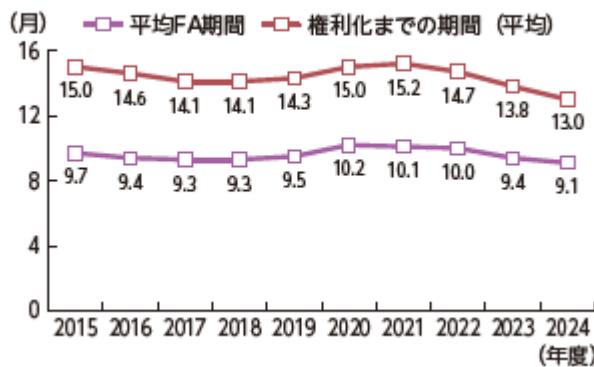


（出典：特許行政年次報告書2025年版 第1章グラフで見る国内外の動向）

# 日本

3. 2024年度における特許審査の審査請求から一次審査通知までの期間（FA期間）は9.1か月、審査請求から権利化までの期間は13.0か月で、いずれも2023年度より短縮しました。

1-1-4図 【特許審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移】



(出典：特許行政年次報告書2025年版 第1章グラフで見る国内外の動向)

その他の情報としましては、中小企業や大学等での知的財産活動や、出願動向の変化とグローバル化についての統計等が掲載されています。

また、産業財産権制度140周年企画として、近年の知財動向や特許庁の取組を振り返る冒頭特集が掲載されています。

「特許行政年次報告書 2025 年版」全文につきましては、以下の URL をご参照下さい。

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/index.html>

# 日本

2025年8月掲載

## 【日本】「不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布されました

2025年8月14日に、「不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布されました。「不正競争防止法等の一部を改正する法律」附則第1条第3号は、オンライン送達制度の見直しについて、「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行すると規定しています。

公布された政令により、施行期日は、2026年4月1日と定まりました。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/seireikaisei/sangyozaisan/250814\\_fusei-kyoso.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/seireikaisei/sangyozaisan/250814_fusei-kyoso.html)

### 1. 背景

日本国特許庁（JPO）は、かねてより拒絶理由通知書等のオンライン発送を実施し、オンライン発送できる書類の種類拡大に努めてきました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2023年12月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14100/>

### 2. 不正競争防止法等の一部を改正する法律

2023年6月7日、第211回通常国会において、(1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備、(3) 国際的な事業展開に関する制度整備を柱に不正競争防止法等の改正を行う「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立しました。改正法は、2023年6月14日に公布されました。

改正法において、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部が改正されています（以下、改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律を「改正特例法」と記載します。）

改正特例法第5条第3項第2号には、オンライン発送される特定通知等について、申請人がインターネット出願ソフトを用いて受取可能となった日から、申請人によって受け取られることなく10日\*を経過した時に、申請人に到達したとみなすことが規定されています。このため、申請人に到達したとみなされた時点で発送日が確定します。この結果、現在は10開庁日経過しても発送書類をダウンロードしないときは、当該発送書類を数週間遅れて郵送されるため紙で受領することができますが、2026年4月1日以降は郵送で受領する手段がなくなります。

\*法律上は、「10開庁日」ではなく、「行政機関の休日に関する法律」に規定する休日を含む「10日間」に改正されました。ただし、申請人の責めに帰することができない事由によってダウンロードできない期間は10日間に算入されないこととされており、閉庁日はダウンロードできない期間であるため、開庁日基準で10日間が算出されます。このため、法律上は10日間に改正されましたが、発送書類をダウンロードする必要がある期間は、実質的には10開庁日で変更ありません。

オンライン発送制度の見直しについての詳細はJPOの以下URLもご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/tetsuzuki/online-hasso\\_minaoshi.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/tetsuzuki/online-hasso_minaoshi.html)

詳細につきましては、経済産業省の以下URLもご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2025/08/20250808001/20250808001.html>

(編集者注) 2025年12月掲載分に最新情報を掲載しております。

# 日本

2025年9月掲載

## 【日本】INPITから動画コンテンツがリリースされました

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、誰でも無料で学べる、INPITの知的財産e-ラーニングサイト「IP ePlat」にて、動画教材をリリースしています。

今般、「特許出願手続2025」の動画が新たにリリースされました。

この動画は、特許出願手続の流れや特許願の作成方法、出願と同時にしておくべき手続などについて、既に公開されていた解説動画を、今年度版の内容に改訂したものです。

特許出願をされている方や検討中の方に向けた解説動画となっています。

この動画を通じて、特許出願の手続を行う際に生じた疑問・不明点を気軽に確認いただくことが可能です。ぜひご視聴ください。

[https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info\\_20250822.html](https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20250822.html)

## 【日本】スタートアップ&アツギベンチャー プロボノ人材マッチングプログラム

日本国特許庁（JPO）は、昨年度、スタートアップとプロボノ人材をマッチングするプログラム「スタボノ」を実施しました。

2025年度は、スタートアップに加え、アツギベンチャーも対象とし、有望な10社の事業課題をサポートする予定です。

### 1. スタボノとは

スタボノでは、『知財人材』と『ビジネス人材』がプロボノとして3名1チームとなり、スタートアップやアツギベンチャーが抱える知財・契約・事業開発等の課題を、3か月間で解決することを目指します。

### 2. プロボノとして参加するメリット

本事業を通じて、実績やスキル、新しい可能性を獲得することができます。また、スタボノ期間中は、運営事務局による伴走支援や研修、ネットワーキングなども行われます。

JPOは、2025年度のプログラムのプロボノとして、『知財人材』と『ビジネス人材』を合計30名募集しています。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/support/general/probono/index.html>

# 日本

2025年9月掲載

## 【日本】経済産業省から「技術流出対策ガイダンス第1版」が公表されました

今般、経済産業省から「技術流出対策ガイダンス第1版」が公表されました。

このガイダンスは、企業活動におけるさまざまな場面で想定される技術流出リスクを整理し、対応を提示することを目的としています。

第1版では、海外工場の設置などの生産拠点の海外進出に伴う技術流出と、営業秘密の漏洩など人を通じた技術流出が取り上げられています。

その他のテーマについては第2版以降で検討される予定です。

### 内容

1. 取り組むべき対策を明らかにするため、実際の技術流出事例が紹介されています。
2. 計画前・計画段階、契約締結時、海外事業実施段階、撤退・契約終了段階等のそれぞれの段階で、取り組むべき事項が説明されています。
3. 検討すべき課題を整理した上で、それぞれの課題に対する対応策が提示されています。

参考資料として、技術流出対策を適切に実施しているか自己点検を行えるよう、チェックリストが添付されています。

「技術流出対策ガイダンス第1版」の全文は、以下URLから入手できます

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic\\_security/guidance.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/guidance.pdf)

# 日本

2025年10月掲載

## 【日本】配列表（WIPO標準ST.26形式）の提出にあたっての留意事項

PCT規則の改正に基づき、2022年7月1日以後の出願において塩基配列又はアミノ酸配列を明細書等に含む場合には、WIPO標準ST.26に準拠した配列表を提出する必要があります。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2022年6月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11654/>

日本国特許庁（JPO）によりますと、未だ相当数の出願において、旧型式のWIPO標準ST.25に準拠した配列表が提出されている例があるとのことです。

特に、分割出願や優先権主張出願において、原出願や基礎出願で提出されたWIPO標準ST.25に準拠した配列表がそのまま提出されるという間違いが多く発生しているとのことです。

それ以外にも、配列表の添付自体を失念している出願も散見されるようです。

JPOは、ホームページによる周知に加え、誤ったフォーマットでの提出に対して電話連絡等による個別対応を取り、周知を図ってきました。しかし、日本国特許庁（JPO）は2025年9月8日付けでホームページを更新しており、今後は国内出願においては手続補正指令、国際出願においては国際調査段階等での提出命令により、ST.26形式配列表の提出を求める運用を開始する旨を公表しました。

JPOからのお知らせについては、以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/bio/gene/enki\\_amino\\_baitai\\_ryui.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/bio/gene/enki_amino_baitai_ryui.html)

手続補正指令等を受けることのないよう、出願時に配列表を準備する際には、WIPO標準ST.26に準拠した配列表になっているか、フォーマットの確認を徹底するとともに、配列表の添付を失念していないかの確認も徹底することをお勧めします。また、既に誤ったフォーマット（WIPO標準ST.25）で提出された出願や配列表の添付を失念している出願については、早めにWIPO標準ST.26に準拠した配列表を提出することをお勧めします。

# 日本

2025年12月掲載

## 【日本】オンライン発送制度の見直し-2026年4月1日開始

2026年4月1日に施行される「不正競争防止法等の一部を改正する法律」により、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（特例法）が大きく改正され、オンライン発送制度が新たな運用へ移行します。

（弊所知財トピックス2025年8月掲載分もご参照ください。）

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/17790/>

### オンライン発送制度改正の主要ポイント

#### 1. 到達みなし「10日」ルール

オンライン発送される特定通知等（拒絶理由通知書や特許査定通知等）については、インターネット出願ソフトで受取可能となった日から10日経過した時点で「到達した」とみなされます。

- ・この「10日」は、「開庁日」1日を「暦日換算」で1日にあたるものとして計算されます。
- ・申請人の責めに帰することができない事由によってダウンロードできない期間は10日間に算入されません。

#### 2. 書面郵送の廃止

現在は、10開庁日経過後も書類をダウンロードしない場合には、特許庁から紙で郵送される運用が行われています。

しかし、2026年4月1日以降、この書面郵送への切替運用は原則として廃止されます。

そのため：

- ・特許証や登録証をはじめとする「共通カテゴリー」の書類も必ずオンラインにより受領する必要があります。
  - ・受領を待機しても、紙の証書が届くことはありません。
- 紙の証書が必要な場合は、「特許（登録）証の再交付手続」をご検討ください。

#### 3. 新しいオンライン発送制度に対応した、インターネット出願ソフトのバージョンアップにつきましてはJPOの以下URLをご参考ください。

[https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3\\_support/4\\_release/04\\_63.html](https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_support/4_release/04_63.html)

[https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3\\_support/4\\_release/version.html](https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_support/4_release/version.html)

# 北米

2025年1月掲載

## 【米国】Coke Morgan Stewart氏がUSPTO長官代行に

2025年1月20日、トランプ大統領が就任宣誓を行ったと同時に、Coke Morgan Stewart氏が米国特許商標庁（USPTO）の副長官に任命されました。前長官のKathi Vidal氏が昨年12月に退任した後、新しい長官がまだ任命されていないことから、Stewart氏が長官代行を務めます。Stewart氏は2011年から2021年までの10年間、USPTOに勤務し副長官代行等の要職を経験しています。また、特許適格性、薬価、人工知能に至るまで、幅広い法律および政策問題について当時の政権に助言を行いました。USPTO退職後は、バージニア州副司法長官に就任し、医療、教育、社会福祉分野を担当する他、代理人として数々の特許訴訟事件に携わっていました。

Stewart氏の経歴はUSPTOの以下URLから入手できます。

<https://www.uspto.gov/about-us/coke-morgan-stewart>

2025年2月掲載

## 【米国】Open Data Portal (ODP) 開設-2025年2月12日

米国特許商標庁（USPTO）は、ユーザー利便性向上の取組として、ODPを開設します（2025年2月12日開始）。

ODPは、既存のPatent Examination Data System (PEDS)、Bulk Data Storage System (BDSS) 等の複数システムを統合したウェブサイトで、研究者や起業家、学生などの幅広い層が関連データに簡単にアクセスできることを目的としています。

ODPを利用することにより、素早くデータにアクセスし、カスタマイズし、必要なデータを抽出することが可能です。

ODPの詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/uspto-open-data-portal-coming-february>

尚、PEDSとBDSSは、ODPに統合されることから今後廃止される予定です。USPTOによりますと、PEDSは2025年3月14日に廃止される予定です。BDSSはODPの開始後少なくとも60日間は利用可能とされていますが、廃止の具体的な日程については、USPTOから近日中に公表される予定です。

# 北米

2025年2月掲載

## 【米国】2024年の特許取得件数-上位50社発表

米国の特許専門調査会社であるIFI CLAIMSパテントサービスが、2024年の米国特許取得件数上位50社を発表しました。1位は、昨年と同じ韓国のサムスン電子でした。2位は台湾のTSMC、3位は米国のクアルコムで、昨年の2位と3位が入れ替わりました

### 1. 企業別ランキング 1位～10位までは以下の通りです。

順位	会社名（国名）	2024年 件数	2023年 件数	前年比 (%)	前年 順位
1	サムスン電子（韓国）	6,377	6,165	+3.44	1
2	TSMC（台湾）	3,989	3,687	+8.19	3
3	クアルコム（米国）	3,422	3,854	-11.21	2
4	アップル（米国）	3,082	2,536	+21.53	7
5	ファーウェイ（中国）	3,046	2,068	+47.29	11
6	LG電子（韓国）	2,768	2,296	+20.56	8
7	サムスンディスプレイ（韓国）	2,596	2,564	+1.25	6
8	IBM（米国）	2,465	3,658	-32.61	4
9	キヤノン（日本）	2,329	2,890	-19.41	5
10	グーグル（米国）	2,054	1,837	+11.81	13

ランキングの詳細はこちらのURLからご覧いただけます。

<https://www.ificlaims.com/rankings-top-50-2024.htm>

## 北米

### 2. 国別ランキング 1位～10位までは以下の通りです。

順位	国名	2024年 件数	2023年 件数	前年比 (%)
1	米国	143,382	149,522	-4.11
2	日本	43,364	39,228	+10.54
3	中国	28,258	21,482	+31.54
4	韓国	24,115	22,319	+8.05
5	ドイツ	14,044	12,517	+12.20
6	台湾	10,682	11,208	-4.69
7	フランス	5,496	4,827	+13.86
8	スイス	5,480	4,546	+20.55
9	英国	4,884	4,566	+6.96
10	カナダ	4,506	4,500	+0.13

国別では、昨年、韓国に抜かれて4位となった中国が、前年比31.54%増の28,258件で再び3位に浮上しました。日本は前年比10.54%増で2位を保っています。

詳細はこちらのURLからご覧いただけます。

<https://www.ificlouds.com/rankings-trends-2024.htm>

### 【米国】USPTOをリモートワーク禁止対象から除外

トランプ大統領は、就任初日に、連邦政府機関でのリモートワークを原則的に禁止する大統領令に署名しました。

職員にフルタイム出勤を義務付けることで、リモートワークを好む職員の自主退職を促し、政府機関の効率化と人件費削減を目指したものとされています。

但し、米国特許商標庁（USPTO）の審査官の多くが通勤不可能な場所で業務を行っていることや、リモートワークの浸透によりオフィスを大幅に縮小していること等を考慮し、USPTOをリモートワーク禁止対象から除外する旨のメモランダムが発行されました

([https://www.commerce.gov/sites/default/files/2025-01/Information%20Memo%20-%20Return%20to%20In-Person%20Work\\_0.pdf](https://www.commerce.gov/sites/default/files/2025-01/Information%20Memo%20-%20Return%20to%20In-Person%20Work_0.pdf))

# 北米

2025年2月掲載

## 【米国】USPTO、特許料金改定に関するクイック・リファレンスガイドを公表

米国特許商標庁（USPTO）は、2025年1月19日（日）に発効した新料金について、出願人の疑問に対応するため、以下の3つのクイック・リファレンスガイドを公表しました。

### 1. 適用対象について想定される質問と回答

（例：土曜や祝日の取り扱い）

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/quick-reference-guide-to-the-fy2025-patent-fee-setting-rule.pdf>

### 2. 繼続的出願手数料（Continuing Application Fee: CAF）について想定される質問と回答

（例：CAF支払い義務の有無判断基準）<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/quick-reference-guide-to-the-continuing-application-fee-caf.pdf>

### 3. 情報開示陳述書（IDS）について想定される質問と回答

（例：手数料が支払われなかった場合の措置）

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/quick-reference-guide-to-the-information-disclosure-statement-ids.pdf>

詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/summary-2025-patent-fee-changes>

# 北米

2025年3月掲載

## 【米国】USPTO、PTABの審理開始拒否手続に関する覚書を撤回

2025年2月28日、USPTO（米国特許商標庁）は、2022年6月21日付の覚書「地方裁判所での訴訟と並行して行われる米国発明法（AIA）付与後手続における裁量的拒否に関する暫定手続（Interim Procedure for Discretionary Denials in AIA Post-Grant Proceedings with Parallel District Court Litigation）」を撤回すると公表しました。

今後、付与後手続の当事者は、Apple v. FintivやSotera Wireless v. Masimo等のPTAB（特許審判部）の先例を参照する必要があります。

また、公表によりますと、撤回された覚書に依拠して行われたPTABや長官レビューの決定は、覚書に依拠する部分において拘束力や説得力を有さないこととなります。

撤回された覚書には、特許無効の説得力ある証拠が提示された場合は審理開始を拒否してはならないこと等、審理開始拒否にいくつかの制限を設けていました。その結果、覚書発効以降は、審理開始割合が上昇していました。今後、新たな指針等が設けられるか否かは現段階では不明です。しかし、訴訟が並行する場合において、PTABが審理開始拒否について、より裁量権を持つこととなり、審理開始割合が下がることが懸念されています。

USPTOの公表については以下URLをご参照ください。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/3d4a99f>

# 北米

2024年4月掲載

## 【米国】USPTO、PTABの暫定的手続に関する覚書を発行

2025年2月28日、USPTO（米国特許商標庁）は、2022年6月21日付の覚書「地方裁判所での訴訟と並行して行われる米国発明法（AIA）付与後手続における裁量的拒否に関する暫定手続（Interim Procedure for Discretionary Denials in AIA Post-Grant Proceedings with Parallel District Court Litigation）」を撤回すると公表しました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2025年3月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16993/>

2025年3月24日および26日、USPTOは、上記の撤回に伴う覚書を発行しました。これら2つの新しい覚書は、当事者系レビュー（IPR）および付与後レビュー（PGR）の両方における、特許審判部（PTAB）の審理開始の裁量拒否について暫定的な指針を示すものです。

### 1. 2025年3月24日付の覚書

PTABの行政特許担当首席判示であるScott Boalick氏は、USPTOの過去の政策への回帰を踏まえて今後進むべき方向性として、5つの指針を示す覚書を公表しました。

覚書の全文は以下URLから入手できます。

[https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/guidance\\_memo\\_on\\_interim\\_procedure\\_recession\\_20250324.pdf](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/guidance_memo_on_interim_procedure_recession_20250324.pdf)

主な内容は以下の通りです。

- ① 特別な事情がない限り、PTABは、2022年の暫定手続に基づいて下された過去の決定を再検討しない。
- ② 先例（Apple Inc. v. Fintiv, Inc. IPR事件）の審決で示された要因（Fintiv要因）は、地方裁判所で並行して訴訟が行われている場合だけでなく、国際貿易委員会（ITC）で並行して訴訟が行われている場合にも適用される。
- ③ 先例（Sotera Wireless, Inc. v. Mashimo Corp. IPR事件）の審決で規定されたように、申立人がIPRもしくはPGRで提起された、または提起可能であった理由を地方裁判所（またはITC）で追及しないことに同意した場合、審理開始を支持する「極めて関連性の高い」要因とみなされるが、それ自体で審理開始が決定されるわけではない。
- ④ PTABは、審理開始を拒否するか否かを検討する際に、地方裁判所の公判日またはITCの最終決定目標期日が近いか否かを考慮することができる。
- ⑤ Fintiv要因を考慮し、審理を開始するか否かを判断する際、説得力のあるメリットの提示だけでは決定的な要因とはならない。

# 北米

## 2. 2025年3月26日付の覚書

USPTOの長官代行であるCoke Morgan Stewart氏は、少なくとも3名のPTAB判事からなる委員会と協議の上、審理開始の裁量的拒否の妥当性を決定するプロセスに関する覚書を公表しました。

覚書の全文は以下URLから入手できます。

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/InterimProcesses-PTABWorkloadMgmt-20250326.pdf>

このプロセスでは、審判部の他の業務負荷も考慮されます。長官（長官代理）は、少なくとも3名のPTAB判事と協議し、裁量的拒否が適切であるかどうかを判断し、適切でない場合、長官（長官代理）は、申立をPTAB判事の3名のメンバーからなるパネルに付託します。

また、申立人がIPRまたはPGRを請求した後、特許権者は裁量的拒否を求める意見書を提出することができ、申立人はそれに対して反対意見書を提出することができます。

# 北米

2025年5月掲載

## 【米国】USPTO、不正行為の検出・削減に向けた作業部会の設置公表

米国特許商標庁（USPTO）は、2025年5月13日より、特許証発行通知（Issue Notification）から特許証発行日までの期間を短縮すると公表しました。

従来は、特許証発行通知から特許証発行日まで約3週間かかっていましたが、USPTOのオンラインプラットフォームPatent Centerを通じた電子特許付与（eGrants）や重複手続の削減により、約2週間にまで短縮します。

特許証の早期発行により、特許権者の投資の早期市場投入が可能となる他、クリックパス情報開示書（Quick Path Information Disclosure Statement : QPID）の提出を回避できる場合もあり得ます。

米国特許商標庁（USPTO）は、2025年4月16日、特許制度の健全性を担保すべく、不正行為（詐欺行為）の検出及び削減に向けた作業部会（Patent Fraud Detection and Mitigation Working Group）の設置を公表しました。

この作業部会の目的は、特許出願手続等における不正行為を検出し削減することで、特許制度への信頼性を保ち、審査期間を短縮するというUSPTOの継続的な取組を支持することです。

作業部会の主な活動は以下の通りです。

- ・虚偽の小規模/極小規模事業体による手数料軽減申請への対応
- ・不正行為が疑われる特許出願等の監視
- ・USPTOに対する潜在的虚偽表示（偽造署名を含む）の特定と精査、及び適切な場合、行政上の制裁

USPTOは、さらに、特設ウェブサイトを新設し、USPTOに対して行われた不正な手続に関する統計情報をなどを一般公開しています。

### 1. 偽造署名

2023年6月以降、実用新案及び意匠登録出願において、3,900件以上の偽造署名が確認され、2024年10月以降、偽造署名を理由に、3,300件以上の出願手続が中止されました。

### 2. 手数料の不足

特許出願に関し、虚偽の極小規模事業体申請者に対して、2,200件以上の手数料不足通知が発送され、虚偽の小規模事業体申請者に対して、68件の手数料不足通知が発送されました。

# 北米

## 3. 手数料の徴収

虚偽の極小規模事業体申請者から、出願手数料の不足分として\$443,000を超える金額が徴収されました。また、事業体規模の変更により増額された各種の手数料（期限延長料、RCE手数料、発行手数料、IDS手数料等）の追納金額は\$ 1,378,000でした。

詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-announces-new-group-mitigate-threats-patent-system>

特設ウェブサイトへは以下のURLからアクセスできます。

<https://www.uspto.gov/patents/fraud>

特許証発行までの期間が短くなることにより、継続/分割出願の出願可能期間も短くなることにご留意ください。弊所では、特許許可通知のご報告時に、特許証発行手数料のお支払いと併せて継続/分割出願のご希望の有無をお伺いしております。

詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-modernization-efforts-successfully-expedite-patent-issuance>

# 北米

2025年6月掲載

## 【米国】USTR、2025年版スペシャル301条報告書を公表

米国通商代表部（USTR）は、2025年4月29日、知的財産権の保護・執行に関する各国の状況をまとめた2025年版スペシャル301条報告書を公表しました。

この報告書は、1974年米国通商法182条に基づき、知財保護が不十分な国や、公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定し、懸念が大きい順に「優先国」「優先監視国」「監視国」に指定しています。「優先国」に指定した場合、USTRは所定の調査を開始し、その結果によっては、追加関税などの対抗措置を講じる可能性があります。

2025年版の報告書では、「優先国」の指定ではなく、下記の通り、8ヶ国が「優先監視国」、18ヶ国が「監視国」として指定されました。

### 優先監視国

アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、メキシコ、ロシア、ベネズエラ

### 監視国

アルジェリア、バーレーン、ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、エクアドル、エジプト、グアテマラ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ベトナム

2024年版の報告書で「監視国」に指定されていたメキシコが、「優先監視国」に引き上げられました。その理由として、メキシコは米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を遵守しておらず、商標の偽造や著作権侵害に対する取締り、医薬品関連の知的財産の保護が十分でないことが挙げられています。

2024年版の報告書で「監視国」のリストに挙げられていたトルクメニスタンはリストから除外されました。

日本は、「監視国」等のリストには含まれていませんが、薬価制度の不透明性などの問題点が指摘されています。

また、USTRは中国について、技術移転、営業秘密、オンライン海賊版、著作権法、特許および関連政策等の長年の問題を懸念点として挙げています。

2025年版スペシャル301条報告書の全文は以下URLから入手できます。

[https://ustr.gov/sites/default/files/files/Issue\\_Areas/Enforcement/2025%20Special%20301%20Report%20\(final\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/Issue_Areas/Enforcement/2025%20Special%20301%20Report%20(final).pdf)

# 北米

2025年7月掲載

## 【米国】USPTO、Track Oneの年間申請件数の上限引き上げ

米国特許商標庁（USPTO）は、2025年7月8日付け官報にて、Track Oneの年間申請件数の上限を15,000件から20,000件に、同日より引き上げる旨を公表しました。

Track Oneは2011年の米国発明法（AIA）の発効とほぼ同時に導入された特許出願の優先審査プログラム（Prioritized Examination Program）です。

Track Oneの年間申請件数の上限は、開始当初10,000件に限定されていましたが、2019年に12,000件に引き上げられ、2021年に15,000件に引き上げられるという推移をたどっています（弊所知財トピックス2022年2月掲載分：<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11110/>をご参照ください）。

Track Oneの2025年度累計データによれば、出願人は申請受理から平均1.3カ月で一次審査結果（FA）を得ることができ、平均4.5カ月で最終審査結果を得ることができます。  
通常審査の場合、FA受領までの期間は平均23.4カ月（2025年5月時点）でした。

Track Oneの詳細につきましてはUSPTOのウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.uspto.gov/patents/initiatives/usptos-prioritized-patent-examination-program>

2025年7月8日付け官報は、以下URLから入手できます。

<https://www.federalregister.gov/documents/2025/07/08/2025-12644/2025-increase-of-the-annual-limit-on-accepted-requests-for-prioritized-examination>

# 北米

2025年7月掲載

## 【米国】USPTO、小規模企業体等の虚偽申請等に対する罰則適用開始

米国特許商標庁（USPTO）は、特許制度の健全性を担保すべく、不正行為（詐欺行為）の検出及び削減に向けた作業部会（Patent Fraud Detection and Mitigation Working Group）を設置しました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2025年5月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/17266/>

今般、USPTOは、小規模企業体（Small Entity）及び極小企業体（Micro Entity）であるとの虚偽の申請により、不適切な手数料減免を享受した出願人等に対する罰則規定（米国特許法35 U.S.C. 41 – Patent fees; patent and trademark search systems. (j)及び35 U.S.C. 123 – Micro entity defined. (f)）の適用を開始すると公表しました。

35 U.S.C. 41(j)及び35 U.S.C. 123(f)は、USPTOは、企業体が小規模企業体等であるとの虚偽の主張や証明書の提出をしていたと判断した場合、その企業体が当該主張等を誠実に行なったことを示さない限り、USPTOは、特許発行日の前後を問わず、その企業体に対して、適切に支払われなかつた金額の3倍以上の罰金を課すと定めています。

具体的な手続の流れとしては、USPTOは、その企業体に対して、手数料不足の通知を発行します。その企業体には、2か月の応答期間が与えられ、答弁書や追加の資料の提出が認められます。

USPTOは、答弁書等の内容を考慮し、虚偽申請の有無を判断し、罰金を科す場合はその金額を含めた最終通知を発行します。

上記運用は、出願日に関係なく、2022年12月29日以降に虚偽申請に基づき手数料軽減を受けた案件が対象となります。既に特許権の存続期間が満了している場合や権利放棄されている場合であっても罰金の対象となり得ます。

詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-assess-statutory-penalties-false-assertions-or-certifications-small-and>

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/og-uaia-2025-06-06.pdf>

# 北米

2025年8月掲載

## 【米国】PTABの口頭審理、原則として対面形式で実施に

米国特許商標庁（USPTO）は、2025年9月1日より、特許審判部（PTAB）の口頭審理を原則として全件対面形式で実施する旨を公表しました。

従いまして、2025年9月1日以降は、正当な理由がない限り、口頭審理の際は、審判廷に出頭することが義務付けられます。

正当な理由とは、経済的困難、医療上の緊急事態等の出頭が困難な事情に限られます。一方の当事者がオンラインでの参加を認められた場合でも、相手方の当事者も自動的にオンラインでの参加が認められるわけではないことにご留意ください。

口頭審理はUSPTOのいずれかのオフィス（サテライトオフィスを含む）で行われます。当事者は希望するオフィスを申請することができ、PTABは可能な限り希望に応えるよう調整します。

一般の方は、PTABの口頭審理をオンラインで公聴することができます。オンラインでも対面でも公聬を希望する場合は、審理の少なくとも3営業日前までに申請が必要です。

詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-returning-person-ptab-hearings>

# 北米

2025年9月掲載

## 【米国】USPTO、審判手続に関する覚書公表

米国特許商標庁（USPTO）は、特許審判部（PTAB）における当事者系レビュー（IPR）及び付与後レビュー（PGR）に関する2つの覚書を公表しました。

### 1. 最終書面決定に関する覚書

2025年7月29日、PTABは米国発明法（AIA）に基づく審判手続における、最終書面決定に関する覚書を発行しました。この覚書によりますと、特段の事情がない限り、IPRやPGRの最終書面決定の中で、PTABはレビューの根拠とされた全ての事由に対して判断を示すことが義務付けられます。

本運用変更は、まだ口頭審理が実施されていない全てのIPR・PGRについて適用されます。

本覚書についてのUSPTOのプレス・リリースについて以下URLをご参照ください。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/3eb8f11>

覚書の全文は以下URLから入手できます。

[https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20250729095727582.pdf?utm\\_campaign=subscriptioncenter&utm\\_content=&utm\\_medium=email&utm\\_name=&utm\\_source=govdelivery&utm\\_term](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20250729095727582.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term)

### 2. IPR手続に関する覚書

2025年7月31日、USPTOはIPR手続において、37 C.F.R. §42.104(b)(4)の規定を今後適用する旨の覚書を発行しました。この規定は、IPR申請書においてクレームの各要素が、先行技術の特許または刊行物のどこに記載されているかを特定しなければならない、というものです。

これにより、出願人が自認していた先行技術（Applicant Admitted Prior Art: AAPA）、専門家証言、常識など（総称して一般知識）は、先行技術の特許または刊行物に基づくものでない限り、クレームの要素の欠けている部分（Missing Claim Limitation）を補うものとして用いることはできません。したがいまして、本規定が順守されていないIPR申請は却下されます。

ただし、一般知識は、当業者の知識を示すため、または組み合わせの動機付けを支持するために用いることは可能です。

本運用変更は、2025年9月1日以降に提起されるIPRについて適用されます。

本覚書についてのUSPTOのプレス・リリースについて以下URLをご参照ください。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/3ebf54a>

覚書の全文は以下URLから入手できます。

[https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/aapa\\_memo\\_final\\_signed.pdf?utm\\_campaign=subscriptioncenter&utm\\_content=&utm\\_medium=email&utm\\_name=&utm\\_source=govdelivery&utm\\_term](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/aapa_memo_final_signed.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term)

# 北米

2025年9月掲載

## 【米国】USPTOの情報セキュリティ向上の取組について

米国特許商標庁（USPTO）は、ユーザーのデータ保護に関して、継続的に様々な取組を実施しています。

### 1. Patent Centerユーザーの本人確認義務化

2025年9月2日、USPTOは、2025年9月11日より、すべてのPatent Centerユーザーに本人確認が義務付けられると公表しました。

USPTOによりますと、本人確認済みのユーザーのみがPatent Centerにアクセスできるようにすることで、知的財産権に関する詐欺行為防止の強化につながるとしています。

本人確認手続は、2025年3月27日にUSPTOが公表した、ID.meで行うことができます。また、従来の郵送手続等で本人確認することも可能です。

本人確認を必須とすることで、虚偽の出願等を抑止することができ、利害関係者の出願に悪影響を与える動きを監視することができます。

2025年9月2日付けUSPTOニュースリリースについては、以下URLをご参照ください。

[https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-implementing-additional-security-measures-patent-center-0?utm\\_campaign=subscriptioncenter&utm\\_content=&utm\\_medium=email&utm\\_name=&utm\\_source=govdelivery&utm\\_term](https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-implementing-additional-security-measures-patent-center-0?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term)

ID.meについては、以下URLより、USPTOの2025年3月27日付けニュースリリースをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-security-enhancing-identity-verification-process-patent-center>

### 2. USPTO.govアカウントにログイン時の多要素認証方法強化

2025年11月1日より、USPTOは、USPTO.govアカウントの認証方法として電子メールの使用を終了すると公表しました。

USPTOは、アカウントログイン時に必要となる第2認証の方法として電子メールによる認証も認めていますが、10月末をもってこれを廃止し、2025年11月1日以降はOkta Verifyなど、別の認証方法の利用が求められます。

詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照ください。

[https://www.uspto.gov/about-us/usptogov-account/secure-authentication?utm\\_campaign=subscriptioncenter&utm\\_content=&utm\\_medium=email&utm\\_name=&utm\\_source=govdelivery&utm\\_term](https://www.uspto.gov/about-us/usptogov-account/secure-authentication?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term)

# 北米

2025年9月掲載

## 【米国】USPTO新長官にJohn Squires氏が就任

2025年9月18日、連邦議会上院はJohn A. Squires氏（以下、Squires氏）を正式に商務次官兼米国特許商標庁（USPTO）長官として承認しました。

2025年1月から長官代行を務めていたCoke Morgan Stewart氏は、正式に副長官に就任することになります。

Squires氏は2000年から2009年までゴールドマン・サックスの知財責任者（Chief IP Counsel）を務めた経験を持ち、USPTO長官就任前は、法律事務所Dilworth Paxson LLPのパートナー弁護士として勤務し、AI・ブロックチェーン・サイバーセキュリティ分野を専門とする実務家として知られています。

Squires氏の略歴については、USPTOの以下URLをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/about-us/john-squires>

# 北米

2025年9月掲載

## 【米国】AIAに基づく冒認手続に関する初めてのCAFC判決

米国では、2011年米国改正特許法（Leahy-Smith American Invents Act : AIA）の施行までは、先発明主義が採用されており、ある発明者が先に出願した場合でも、他の発明者が同一発明について自身が最初に発明したことを証明できれば、その最初の発明者は特許を取得することが可能でした。

Global Health Solutions LLC (GHS社) 対 Marc Selner (Selner氏) 事件において、連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) は、AIAに基づき特許審判部 (PTAB) で審理された発明の帰属に関する手続（冒認手続（derivation proceeding : 由来手続）に対する上訴を初めて審理しました。

冒認手続（由来手続）は、AIAの施行により新設されたものであり、先願の発明者が後願の発明者から発明を知得し、その承諾なしに出願したことを後願の出願人が証明し、先願の拒絶や取消を求めるものです。

2025年8月26日、CAFCはPTABの決定を支持し、冒認がなかったと認めました。

### I. PTABでの手続

1. Selner氏は2017年8月4日、発明の名称を「イオン性ナノベシクル懸濁液及びこれより調製された殺菌剤」（Ionic Nanovesicle Suspension and Biocide Prepared Therefrom）とする特許出願をした（米国特許出願15/549,111）。
2. 4日後の2017年8月8日、GHS社は創業者であるBradley Burnam氏を発明者として、発明の名称を「活性成分のためのペトロラタムベースの送達システム」（Petrolatum-Based Delivery Systems And For Active Ingredients）とする特許出願をした（米国特許出願15/672,197）。
3. 両出願とも、創傷治療用軟膏を製造するための実質的に同じ方法に係る発明を主題としていた。
4. 2013年時点では、Selner氏、Burnam氏、及び他の個人が創傷治療用軟膏を開発することに合意し、共同プロジェクトを推進していた。
5. GHS社は、Selner氏の特許出願に係る発明は、Burnam氏の発明に由来するものであり、冒認出願である旨を主張した。
6. PTABでの冒認手続の審理では、二つの軟膏成分を混合前に別々に加熱するという発明の概念に誰が最初に着想したかに焦点があてられた。
7. GHS社はBurnam氏が2014年2月14日午後4時4分にSelner氏へ送信したメールを提出し、Burnam氏が加熱法の着想者であると主張したが、Selner氏は同日午後12時55分までに自身が先に着想したことを立証した。

# 北米

8. PTABは、Burnam氏が当該発明をSelner氏に伝える前に、Selner氏が当該発明を着想していたと認定し、Selner氏が最先の発明者であって、Selner氏の特許出願は冒認出願ではないとした。
9. GHS社は、PTABの決定を不服としてCAFCに控訴した。

## II. CAFCの判断

CAFCは、最初に旧法下のインターフェランス手続とAIA下の冒認手続の違いを明確化した。

インターフェランス手続では、「誰が最初に発明したか」に焦点があてられる。一方、冒認手続では、先願に係る発明が後願に係る発明に由来するものか否かが問題となる。

冒認手続では、後願の発明者は、先願の出願日より前に、a) 発明を着想し、b) 先願の発明者に対してその内容を伝達したことを証明すればよく、最初の発明者であることの証明は必要ない。

先願の発明者も、自身が最初の発明者であることを示す必要はなく、単に自身の発明が独自になされたことを証明すればよい。

PTABの審理では、「誰が最初に発明したか」という問題（AIA後の枠組みでは直接関連性のない問題）に焦点を当てた点で誤りがあったが、Selner氏の発明が独自になされたものであると認定して冒認出願ではないとした決定の内容に誤りはなく妥当であるとCAFCは判示した。

判決全文は、以下URLから入手できます。

[https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2009.OPINION.8-26-2025\\_2563662.pdf](https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2009.OPINION.8-26-2025_2563662.pdf)

# 北米

2025年9月掲載

## 【米国】USPTOの情報セキュリティ向上の取組について

米国特許商標庁（USPTO）は、ユーザーのデータ保護に関して、継続的に様々な取組を実施しています。

### 1. Patent Centerユーザーの本人確認義務化

2025年9月2日、USPTOは、2025年9月11日より、すべてのPatent Centerユーザーに本人確認が義務付けられると公表しました。

USPTOによりますと、本人確認済みのユーザーのみがPatent Centerにアクセスできるようにすることで、知的財産権に関する詐欺行為防止の強化につながるとしています。

本人確認手続は、2025年3月27日にUSPTOが公表した、ID.meで行うことができます。また、従来の郵送手続等で本人確認することも可能です。

本人確認を必須とすることで、虚偽の出願等を抑止することができ、利害関係者の出願に悪影響を与える動きを監視することができます。

2025年9月2日付けUSPTOニュースリリースについては、以下URLをご参照ください。

[https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-implementing-additional-security-measures-patent-center-0?utm\\_campaign=subscriptioncenter&utm\\_content=&utm\\_medium=email&utm\\_name=&utm\\_source=govdelivery&utm\\_term](https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-implementing-additional-security-measures-patent-center-0?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term)

ID.meについては、以下URLより、USPTOの2025年3月27日付けニュースリリースをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-security-enhancing-identity-verification-process-patent-center>

### 2. USPTO.govアカウントにログイン時の多要素認証方法強化

2025年11月1日より、USPTOは、USPTO.govアカウントの認証方法として電子メールの使用を終了すると公表しました。

USPTOは、アカウントログイン時に必要となる第2認証の方法として電子メールによる認証も認めていますが、10月末をもってこれを廃止し、2025年11月1日以降はOkta Verifyなど、別の認証方法の利用が求められます。

詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照ください。

[https://www.uspto.gov/about-us/usptogov-account/secure-authentication?utm\\_campaign=subscriptioncenter&utm\\_content=&utm\\_medium=email&utm\\_name=&utm\\_source=govdelivery&utm\\_term](https://www.uspto.gov/about-us/usptogov-account/secure-authentication?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term)

# 北米

2025年10月掲載

## 【米国】USPTO、IPR手続に関する規則改正案公表

米国特許商標庁(USPTO)は、特許審判部（PTAB）における当事者系レビュー（IPR）の規則改正案を、2025年10月17日付け官報にて公表し、意見募集を開始しました。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/3f734cb>

今回の規則改正は、特許に対する反復的な攻撃を制限し、一回的解決を図ることで、PTABでの審理の公平性、効率性、予見可能性を高めることを目的としています。

### 主な改正案

1. IPR請求人は、同一の特許について、他の審理機関（連邦地裁やITC等）において35 U.S.C. §102または§103（新規性・非自明性）に基づく無効の訴えを提起しないことに合意する。
2. PTABまたは他の審理機関において、既に新規性・非自明性に基づく有効性が認められた特許に関しては、IPR審理を開始しない。
3. PTABの審決予定日よりも先に、他の審理機関において、新規性・非自明性に基づく有効性の判断がされる見込みがある場合は、IPRを開始しない。
4. 例外的な事情が存在する場合は、上記の2と3を満たしていないとも、USPTO長官の判断においてIPR審理を開始することができる。

例外的な事情とは、先行する争訟等がIPR請求を妨げるために悪質になされた場合等を含む。

意見提出期限は2025年11月17日までで、USPTOは提出された意見を考慮したうえで上記の改正内容を変更する可能性があります。

# 北米

2025年10月掲載

## 【米国】USPTO、AIによる先行技術調査パイロットプログラム開始

米国特許商標庁（USPTO）は、2025年10月20日より、特許出願の実体審査開始前に、AIによって自動生成された先行技術調査結果を出願人に通知する「AI-Assisted Search Results Notice : ASRN」パイロットプログラムを開始しました。

ASRNには、関連度順に上位10件の先行技術文献が示されます。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-new-ai-pilot-pre-examination-utility-application-search>

### 適用対象等

2025年10月20日以降にPatent Centerを通じて電子出願された通常出願が対象となり、継続出願や米国国内移行されたPCT出願等には適用されません。

適用を希望する出願人は、所定の手数料（450ドル）と共に申請書を提出する必要があります。

### 期間

2025年10月20日に申請受付が開始され、2026年4月20日または審査部門（TC）あたり200件以上の申請を受理した日のいずれか早い日に終了する予定です。

### 出願人の対応

出願人はASRNに応答する義務はありませんが、ASRNを活用することにより、実体審査に入る前にクレームを自発補正する、先行技術との差異を主張するための実験データを準備する等の早期対応が可能となります。また、有力な先行技術文献が存在する場

合は、放棄することで、納付済み審査手数料等の一部返還を求めることができます。

ASRNパイロットプログラムの詳細につきましては、以下URLから、USPTOの2025年10月8日付公報をご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2025/10/08/2025-19493/automated-search-pilot-program>

# 北米

2025年10月掲載

## 【米国】USPTO、AIAレビュー審理開始に関する長官覚書を公表

米国特許商標庁（USPTO）は、2025年10月17日付の覚書において、2025年10月20日より、アメリカ発明法（AIA）に基づく当事者系レビュー（IPR）および付与後レビュー（PGR）における特許審判部（PTAB）での審理開始の可否は長官が決定することを公表しました。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/3f78f9a>

今回の覚書は、2025年3月26日付の覚書“Interim Processes for PTAB Workload Management : PTAB業務管理のための暫定プロセス”に沿うものとなっています。2025年3月26日付の覚書につきましては、弊所知財トピックス4月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/17155/>

長官は少なくとも3名のPTAB審判官と協議の上、審理開始を許可するか却下するかを判断し、その結果を示す要約通知（summary notice）を当事者に発行します。

重要なまたは新しい問題を含む案件では、長官が単独で判断理由を示す決定書（decision on institution）を発行することもできます。

また、長官は必要に応じて、審理開始の判断を1以上のPTAB審判官に付託することも可能です。  
審理開始が許可された場合は、従来どおりPTABが審理します。

# 北米

2024年10月掲載

## 【米国】USPTO、特許審査ハイウェイ（PPH）の審査期間を調整

米国特許商標庁（USPTO）は、各技術分野においてPPH申請が承認された出願のファーストOAまでの期間（以下、審査期間と称します）を非PPH出願（以下、通常出願と称します）の審査期間の約半分となるように運用を変更しました。

USPTOでは、PPH出願は全出願の約2%を占め、PPH出願のファーストOAまでの平均期間は7.5ヶ月です。しかしながら、通常出願のファーストOAまでの平均期間は2020年の15ヶ月弱から現在では22ヶ月以上となっており、PPH出願の優位性が著しく不均衡な状況となっています。

そこで、USPTOは、新たな運用を開始し、各技術分野における審査期間をより均一化することで、この著しい格差の解消を目指します。

新しい運用下でもPPH出願は通常出願より審査期間が短いというメリットが維持され、さらに、通常出願の審査期間が短縮されると、PPH出願の審査期間も短縮されるという効果を奏します。

詳細につきましては、USPTOの下記URLをご参照ください。

[https://www.uspto.gov/patents/basics/international-protection/patent-prosecution-highway-pph-fast-track?utm\\_campaign=subscriptioncenter&utm\\_content=&utm\\_medium=email&utm\\_name=&utm\\_source=qovdelivery&utm\\_term](https://www.uspto.gov/patents/basics/international-protection/patent-prosecution-highway-pph-fast-track?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=qovdelivery&utm_term)

# 北米

2025年10月掲載

## 【米国】USPTO、AIによる先行技術調査パイロットプログラム開始

米国特許商標庁（USPTO）は、2025年10月20日より、特許出願の実体審査開始前に、AIによって自動生成された先行技術調査結果を出願人に通知する「AI-Assisted Search Results Notice : ASRN」パイロットプログラムを開始しました。

ASRNには、関連度順に上位10件の先行技術文献が示されます。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-new-ai-pilot-pre-examination-utility-application-search>

### 適用対象等

2025年10月20日以降にPatent Centerを通じて電子出願された通常出願が対象となり、継続出願や米国国内移行されたPCT出願等には適用されません。

適用を希望する出願人は、所定の手数料（450ドル）と共に申請書を提出する必要があります。

### 期間

2025年10月20日に申請受付が開始され、2026年4月20日または審査部門（TC）あたり200件以上の申請を受理した日のいずれか早い日に終了する予定です。

### 出願人の対応

出願人はASRNに応答する義務はありませんが、ASRNを活用することにより、実体審査に入る前にクレームを自発補正する、先行技術との差異を主張するための実験データを準備する等の早期対応が可能となります。また、有力な先行技術文献が存在する場合は、放棄することで、納付済み審査手数料等の一部返還を求めることができます。

ASRNパイロットプログラムの詳細につきましては、以下URLから、USPTOの2025年10月8日付公報をご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2025/10/08/2025-19493/automated-search-pilot-program>

# 北米

2025年12月掲載

## 【米国】USPTO、AI支援発明に関する発明者ガイダンスを改訂

米国特許商標庁（USPTO）は2025年11月26日、AI支援発明に関する既存（2024年2月）のガイダンスを全面撤回し、新たなガイダンスを公表しました。

### 1.新ガイダンスの要点

新ガイダンスでは、AIが発明過程で使用されたとしても「発明者として認められるのは自然人のみである」という従来からの法的基準は一切変更されていないことを明確に示しています。

したがって、生成AIや他の計算モデルなどのAIシステムを発明者または共同発明者として記載することはできません。AIは、研究用機器やソフトウェアと同様、発明者が使用するツールの一つに過ぎないと位置付けられています。

発明の本質は人間の着想（conception）

新ガイダンスは、最高裁判例Pfaff v. Wells Electronics, Inc. (1998) で示されたように、発明とは常に人間の着想に基づく行為であることを改めて確認しました。

### 2.旧ガイダンス（2024年2月）からの主な変更点

旧ガイダンスでは、AI支援発明において、自然人が発明者と認められるには、Pannu v. Iolab Corp.で示されたPannu要因を使って「その自然人がクレームされた発明について“significant contribution（重要な寄与）”をしたか」を分析すべき、という指針が示されていました。

Pannu要因とは、複数の自然人が関与した発明において共同発明者として適格かどうかを判断するために、米連邦巡回控訴裁判所（CAFC）が示した3つの基準です。すなわち、①発明の着想または実施化に対する重要な貢献、②発明全体と比べて、質的に無視できない貢献、③既知の概念や技術の現状の単なる説明を超える貢献が認められる場合、共同発明者として適格です。

新ガイダンスでは、Pannu要因はもともと複数の自然人（共同発明者）を判断するためのものであり、AIのような非自然人を共同発明者として評価する枠組みとしては適切ではないとされています。

新ガイダンスの全文はUSPTOの以下URLから入手できます。

<https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>

# 北米

2025年12月掲載

## 【米国】USPTO、特許適格性宣誓書に関する新たなガイダンスを公表

2025年12月4日、米国特許商標庁（USPTO）は、37 C.F.R. § 1.132に基づく特許適格性宣誓書（Subject Matter Eligibility Declarations : SMED）の取扱いを明確化する2つのメモランダムを公表しました。これらのメモランダムは、審査官および出願人・実務者から寄せられた「特許適格性拒絶に対してSMEDをどのように活用できるのか」という疑問に応えるものです。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/3fe41bc>

### 1. 審査官向けメモランダム

1つ目の審査官向けメモランダムは、出願人が任意で特許適格性の判断に関連する事実証拠（例えば、技術的進歩の証拠、出願時の技術水準、あるいは司法上の例外が実際の適用にどのように組み込まれているかを示す情報など）を提出できると説明しています。また、適切に提出されたSMEDは証拠記録の一部として扱われ、審査官は証拠優越基準（preponderance of the evidence）に基づいて評価しなければならないことが明確にされています。このメモランダムには、そのような証拠がMPEPおよび判例に沿った特許適格性判断にどのように影響し得るかを示す例も複数含まれています。

[https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/smeds-corps.pdf?utm\\_campaign=subscriptioncenter&utm\\_content=&utm\\_medium=email&utm\\_name=&utm\\_source=govdelivery&utm\\_term](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/smeds-corps.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term)

### 2. 出願人・実務者向けメモランダム

2つ目の出願人・実務者向けメモランダムは、SMEDを作成・提出する際のベストプラクティスを概説しています。特許適格性に関する証言は、特許適格性にのみ焦点を当てた別個の宣誓書として提出する場合に最も効果的であるとしています。特許適格性に関する証言を他の法定要件に関する証言と組み合わせると、記録が複雑化し、審査官の証拠評価能力を妨げる可能性があるからです。また、SMEDはクレーム発明についての客観的証拠を提供するべきであり、元の開示内容を補う目的で使用してはならないとしています。

[https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/smeds-applicants-practitioners.pdf?utm\\_campaign=subscriptioncenter&utm\\_content=&utm\\_medium=email&utm\\_name=&utm\\_source=govdelivery&utm\\_term](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/smeds-applicants-practitioners.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term)

これら2つのメモランダムは、既存のUSPTO手続を変更するものではなく、出願人が特許適格性分析に関連する事実証拠を提出する方法、および審査官がその証拠をどのように評価すべきかを明確化するものであり、審査記録の強化、および技術全体にわたる特許適格性原則の一貫した適用の支援を目的としています。

本メモランダムは即日発効し、後日、追加の資料がUSPTOウェブサイトを通じて審査官および一般に公開される予定です。

# 北米

2025年12月掲載

## 【米国】USPTO、統計データを活用した新たな品質向上策を開始

米国特許商標庁（USPTO）は、特許審査の一貫性および信頼性を一層強化することを目的として、統計データに基づき審査のばらつきが大きい領域に重点的なリソース配分を行う新たな品質向上策を公表しました。

主な内容は以下の通りです。

### 1. 目的

「信頼性が高く持続可能な特許（reliable and durable patents）」の発行を実現するべく、審査のばらつきを低減し、審査官にかかわらず同様の事案が一貫した判断を受けられる体制の構築を目指す。

### 2. 開始時期

2026会計年度（2025年10月1日～2026年9月30日）から本格導入。

### 3. 具体策

統計データは、審査実務に存在する偏りや傾向を客観的に把握する手段として有効である。統計そのものが特許品質を決定するわけではないものの、不整合のリスクが最も高い領域を効率的に抽出できる点で重要とされる。

そこで、既存の品質レビュープログラムを拡充し、統計分析により「審査のばらつきが大きい」と判断された領域/分野を優先的にレビュー対象とする。

これにより、

- ・審査の一貫性
- ・結果のばらつきの低減
- ・発行特許の信頼性

の向上を図る。

詳細につきましては、USPTOの下記URLをご参照ください。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/3fc74e4>

# 北米

2025年12月掲載

## 【米国】USPTO、「検索開示宣誓書（SDD）」提出制度を導入

米国特許商標庁（USPTO）は、2025年11月17日付メモランダムにおいて、当事者系レビュー（IPR）および特許付与後レビュー（PGR）において、申立人が主張する先行技術をどのように把握したかに関する情報を任意で提出できる新たな制度を導入したと公表しました。

本制度では、申立人は「検索開示宣誓書（Search Disclosure Declaration : SDD）」を提出することができ、SDDには以下の事項を含めることができます。

- ・利用したデータベースおよびリポジトリ
- ・使用した検索フィールド、フィルタ、分類
- ・検索クエリの一般的なロジックまたはアプローチ

あわせて、先行技術調査および検索結果の検討に要した時間も記載する必要があります。

USPTO長官は、任意で提出されたSDDを、審理開始可否の判断において前向きに考慮される事情として取り扱う意向を示しています。なお、本制度を利用しないことにより申立人が不利益を受けることはありません。

申立人は必要に応じてSDDを「企業秘密情報」として指定することが可能です。USPTOは当該情報を審査官の研修強化や分類手順の改善、AIを活用した検索ツールの開発支援等に活用する予定です。

本メモランダムは即日発効し、特許権者の予備応答（preliminary response）の提出期限が未到来のIPRおよびPGRに適用されます。

詳細につきましては、USPTOの下記URLをご参照ください。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/3fbdc3d>

# 北米

2025年12月掲載

## 【カナダ】特許期間調整（PTA）が利用可能に-2025年12月1日施行

カナダ特許庁（CIPO）の審査遅延により特許期間が実質的に短縮されることを救済する特許期間調整（PTA）制度は、法案が2023年6月に可決されてから施行予定日の2025年1月1日を過ぎても未施行のままでしたが、2025年12月1日に施行された旨がCIPOより公表されました。

### 1. PTAの対象となる特許

PTAが適用されるのは、以下の条件を満たす特許です。

#### 1) 対象となる出願

出願日（PCT：国内移行日、分割：実際の出願日）が2020年12月1日以降かつ  
特許付与日が2025年12月2日以降

#### 2) 以下のいずれか遅い日よりも後に特許が付与された場合に適用

出願日（PCT：国内移行日、分割：実際の出願日）から5年

審査請求日から3年

#### 3) 出願人起因の遅延は控除

延長可能期間からは、出願人に起因する遅延期間が控除されます。

控除対象となる主な要因：

- ・オフィスアクション等の発送日から応答日までの期間
- ・RCE（継続審査）請求後の審査期間
- ・手続延長期間
- ・その他、出願人側の対応遅延に該当する期間

#### 4) CSP（補足保護証明書）との併用不可

医薬品のCSPによる延長期間が付与される場合、PTAと重複して適用することはできません。

※これらの要件から、実務上PTAの適用案件はごく少数となる見込みです。

### 2. PTAの申請期限と手数料

#### 1) 特許付与日から3ヶ月以内に申請する必要があります。

#### 2) 庁手数料：

一般：2,500 カナダドル

小規模団体：1,000 カナダドル

### 3. 参考

2024年12月掲載の弊所知財トピックス

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16615/>

# 欧州

2025年1月掲載

## 【欧州】欧州特許庁審判部、審判手続きに参加した第三者の地位について拡大審判部に質問を付託

欧州特許庁（EPO）審判部は、技術審判部3.2.04が中間審決（T1286/2；「Skin cleanser」事件）において、以下の質問を拡大審判部に付託した旨公表しました。

<https://www.epo.org/en/law-and-practice/boards-of-appeal/communications/referral-enlarged-board-appeal-g224-skin-cleanser>

### 付託された質問

すべての審判請求が取り下げられた後、審判手続きに参加していた第三者は引き続き審判手続きを続行できるか？

特に、その第三者は、欧州特許条約（EPC）第107条第1文にいう「審判を請求し得る者」に該当する地位を得ることができるか？

### 背景

EPOにおける異議申立手続では、侵害訴訟が提起された場合、または特許権者による侵害差止請求に応じて第三者が非侵害確認訴訟を提起した場合には、異議申立期間の経過後であっても、その第三者は異議申立手続に参加することが認められています（EPC第105条）。そして、その参加人は、異議申立手続の当事者となります（EPC第105条(2)）。EPC第105条(2)の規定では、異議申立人全てが異議申立を取り下げた場合でも、参加人は独立して異議申立手続を続行することが可能です。

しかし、審決G3/04において、EPO拡大審判部は、異議申立の決定に対する控訴審から参加した参加人は、すべての審判請求が取下げられた場合、独立して手続きを続行できない旨判示しました。

今般、EPO審判部は、EPC第112条に則り、審判手続きにおける当事者の地位に関して、法律の統一的な適用を確保するために決定が必要であるとし、上記の質問を拡大審判部に付託しました。

# 欧洲

2025年1月掲載

## 【欧洲】日仏特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム延長

今般、日本国特許庁（JPO）は同庁のウェブサイトにて、フランス産業財産庁（INPI）とのPPH試行プログラムを、2025年1月1日から5年間延長したことを公表しました。新しい試行期間は2029年12月31日で終了予定ですが、必要に応じて延長される予定です。

JPOとINPIは、PPH試行プログラムを2021年1月1日から実施しています。

詳細につきましては弊所知財トピックス2021年3月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/9218/>

また、2023年7月1日から、PPH MOTTAINEI及びPCT-PPHが本PPH試行プログラムに追加されました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2023年10月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/13895/>

PPH申請に必要な手続き等につきましては、以下のURLからJPOのウェブサイトをご覧下さい。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_france\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_france_highway.html)

## 【欧洲】欧洲特許のコスタリカでの有効化が可能に

2024年12月13日、欧州特許庁とコスタリカの法務省は、コスタリカでの欧州特許の有効化を可能とするバリデーション協定を締結しました。協定の発効日はまだ公表されていません。これにより、コスタリカは南北アメリカ地域で初めてのEPC認証国（欧州特許により付与される権利の認証が国内法により規定されている国）となります。

# 欧州

2025年月1掲載

## 【ユーラシア】ユーラシア特許庁料金改定-2025年2月1日より

ユーラシア特許庁（EAPO : Eurasian Patent Organization）は、特許出願等に関する料金の値上げを公表しました。主な項目は以下の通りです。新料金は2025年2月1日より適用されます。

（単位：ロシアルーブル 1ルーブルは約1.5円 2025年1月14日現在）

項目	旧料金	新料金
ユーラシア特許出願料： クレーム数5を超える場合のクレーム毎の追加料金	50,000 (約75,000円)	60,0000 (約90,000円)
クレーム数6～20	5,500	6,500
クレーム数21～50	6,500	7,000
クレーム数51～	7,000	7,500
審査請求料： 1つ目の独立クレーム	50,000	60,000
2つ目の独立クレーム	30,000	35,000
3つ目以降の独立クレーム毎の追加手数料	15,000	20,000
特許付与及び公開手数料： 最初の35頁まで	30,000	40,000
36頁以降 1頁毎の追加料金	250	300
拒絶査定不服審判請求料	30,000	50,000
異議申立手数料	60,000	70,000

¥

# 欧洲

2025年3月掲載

## 【欧洲】欧洲特許庁（EPO）、各種ガイドライン公表-2025年4月1日発効

EPOは、毎年改訂される「審査ガイドライン」及び「PCT-EPO調査・審査ガイドライン」に加えて、新たに「欧洲単一効特許ガイドライン」を公表しました。これら3つのガイドラインの発効日は2025年4月1日です。

<https://www.epo.org/en/legal/guidelines>

1. 「審査ガイドライン」では、例えば、AI関連出願の審査に関する項目、Part G-II、3.3.1 「人工知能と機械学習の定義」等が更新されました。

「審査ガイドライン」の全文は、以下のURLからご覧いただけます。

<https://link.epo.org/web/legal/guidelines-epc/en-epc-guidelines-draft-2025.pdf>

また、変更点のリストは以下のURLからご覧いただけます。

<https://link.epo.org/web/legal/guidelines-epc/en-epc-guidelines-draft-2025-list-of-modifications.pdf>

2. 「PCT-EPO調査・審査ガイドライン」では、例えば、Part A-Chapter IV-5.3 「塩基配列およびアミノ酸配列に関する出願」等が更新されました。

「PCT-EPO調査・審査ガイドライン」の全文は、以下のURLからご覧いただけます。

<https://link.epo.org/web/legal/guidelines-pct/en-pct-epo-guidelines-draft-2025.pdf>

3.今回、新たに公表された「欧洲単一効特許ガイドライン」には、欧洲特許条約(EPC)に基づく単一効特許の取得、維持、管理に関する実務と手続が掲載されています。

「欧洲単一効特許ガイドライン」の全文は、以下のURLからご覧いただけます。

<https://link.epo.org/web/legal/guidelines-up/en-up-guidelines-2025-pre-publication.pdf>

# 欧州

2025年月4掲載

## 【欧州】欧州特許のラオスでの有効化（validation）が2025年4月1日より可能に

2025年4月1日、ラオス人民民主共和国での欧州特許の有効化を可能とするバリデーション協定が発効しました。本協定の締結の経緯につきましては弊所知財トピックス2024年6月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15264/>

これにより、2025年4月1日以降に出願された欧州特許出願（PCT経由の欧州特許出願を含む）においてラオスを指定することにより、当該欧州特許出願について付与される欧州特許をラオスで有効化できるようになりました。ラオスにおいて有効化された欧州特許には、同国において許可された国内特許と同じ権利及び法的保護が付与されることになります。

詳細につきましてはEPOの以下URLをご参照下さい。

<https://www.epo.org/en/news-events/press-centre/press-release/2025/1358319>

# 欧州

2025年4月掲載

## 【欧州】欧州特許庁（EPO）、2024年の年次統計（Patent Index）を公表

EPOが2023年のPatent Indexを公表しました。

<https://www.epo.org/en/about-us/statistics/patent-index-2024>

### 1.出願件数

(1) EPOが実際に審査を行う、欧州特許出願（European Patent Application）の件数は、199,264件（前年比0.1%減）となりました。

（注：本記事において、欧州特許出願の件数は、PCTルートではなく直接EPOに出願されたものと、EPOへの広域段階移行手続がなされたPCT出願との合計を表わします。）

### (2) 出願人の国・地域別件数

出願人を地域別に見てみると、EPC加盟国からの出願割合が再び増加し（前年比0.3%増）全体の43.3%を占め、次いで米国が24.0%、アジア（日本：10.6%、中国：10.1%、韓国：6.6%）が約27.3%を占めています。

欧州特許出願件数の上位10ヶ国は下表の通りです。

国名	出願件数	前年比
1. 米国	47,787	-0.8%
2. ドイツ	25,033	+0.4%
3. 日本	21,062	-2.4%
4. 中国	20,081	+0.5%
5. 韓国	13,107	+4.2%
6. フランス	10,980	+1.1%
7. スイス	9,966	+3.2%
8. オランダ	7,054	+0.0%
9. 英国	6,076	+3.1%
10. スウェーデン	4,936	-3.7%

# 欧洲

## (3) 技術分野別出願件数

技術分野別に見ると、2024年の出願件数が多い技術分野の1位から5位は、コンピューター・テクノロジー（16,815 件、前年比 +3.3%）、電気機械・電気装置・電気エネルギー（16,142 件、前年比 +8.9%）、デジタル通信（15,983 件、前年比 -6.3%）、医療機器（15,701 件、前年比 -3.0%）、及び輸送（10,026 件、前年比 +3.5%）でした。

出願件数の増加が最も大きかったのは、電気機械、装置、及びエネルギー（+8.9%）でした。この分野には、クリーンエネルギーの発明やバッテリー技術が含まれます。コンピューター・テクノロジー（+3.3%）は、機械学習やパターン認識などのAIの分野を含み、大幅な増加となりました。

## (4) 企業別出願件数

企業別出願件数の上位10社は、下表の通りです。

企業名	出願件数	国/地域名
<b>1. SAMSUNG</b>	5,107	韓国
<b>2. HUAWEI</b>	4,322	中国
<b>3. LG</b>	3,623	韓国
<b>4. QUALCOMM</b>	3,015	米国
<b>5. RTX</b>	2,061	米国
<b>6. SIEMENS</b>	1,830	EPC加盟国
<b>7. BASF</b>	1,599	EPC加盟国
<b>8. ERICSSON</b>	1,470	EPC加盟国
<b>9. SONY</b>	1,307	日本
<b>10. ROBERT BOSCH</b>	1,249	EPC加盟国

## 2. 特許付与件数

2024年にEPOが付与した欧州特許の件数は、109,524件（前年比4.7%増）となりました。この内、約25.6%の欧州特許において欧州単一効特許（Unitary Patent）の申請がなされました。2024年に申請された全てのUnitary Patent申請について、申請者の国籍別分布を見てみると、EPC加盟国全体で36.5%を占め、次いで多い順に韓国（18.9%）、中国（17.9%）、米国（16.0%）、及び日本（7.9%）となっています。

# 欧州

2025年5月掲載

## 【欧州】欧州特許庁（EPO）、口頭審理の議事録作成にAI活用

2025年5月より、EPOはビデオ会議で行われる口頭審理の議事録作成にAIを活用するパイロットプログラムを開始しました。

このパイロットプログラムでは、選ばれた一部の審査部と異議部において、試験的に、口頭審理の議事録作成にAIが利用されます。これにより高品質の議事録をより早く当事者に提供することを狙いとしています。これに伴い、選ばれた一部の審査部と異議部が担当する、ビデオ会議で行われた口頭審理は、すべて録音されることとなりました。なお、これらの録音は、口頭審理の議事録作成のためだけに行われ、当事者に議事録が配布されると削除されます。

パイロットプログラムは2025年末に終了する予定です。その後、運用の見直しを経て、審査部と異議部のすべての口頭審理に加え、受理部や法務部の口頭審理にも順次適用される予定です。

詳細につきましては、EPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.epo.org/en/news-events/news/minutes-oral-proceedings-be-prepared-assistance-ai>

# 欧州

2025年7月掲載

## 【欧州】欧州特許庁（EPO）拡大審判部、クレームの解釈における明細書及び図面の参酌についての審決（G1/24）

G1/24審決において、EPO拡大審判部は、クレームを解釈する際、明細書及び図面は常に参酌されるべきことを明確にしました。

### 背景

本件の発端となったのは、Philip Morris Products S.A.の欧州特許第3076804号（加熱式タバコ）に対してYunnan Tobacco International Co., Ltd.が申し立てた異議事件（第一審）において異議部が下した特許維持決定に対するアピール事件（第二審）です。本アピール事件における争点の一つが、クレーム1中の用語「gathered sheet」の解釈でした。

第一審及び第二審を通じて、「gathered sheet」を当業者による通常の理解に基づいて解釈（折り目を有する筒状のシート）した場合、本件特許には新規性が認められると判断されました。一方、本件明細書には、「gathered sheet」には「折りたたんだり巻いたりすることその他の方法により製造されたシート」を意味するとの記載があり、この記載を参酌して広く解釈した場合は、引例に基づいて新規性が認められないと判断されました。

第一審において異議部は、欧州特許条約(EPC)第84条に基づき、クレームを解釈する際、明細書と図面の記載を参酌できるのは、クレームの不明瞭な記載を明確にしようとする目的である場合に限られると判断しました。そのような立場に立つ場合、上記の通り新規性が認められることになるため、特許維持決定が下されました。

これに対し、第二審において審判部は、クレーム解釈における明細書及び図面の参酌基準に関して、これまでの審決例は一貫性に欠けると判断し、以下の質問を拡大審判部に付託しました。

### 質問 1

EPC第52条から第57条に基づき発明の特許性を評価する際、クレームの解釈には、EPC第69条第1項、第2文、およびEPC第69条の解釈に関する議定書第1条が適用されるか？

### 質問 2

特許性を評価するためにクレームを解釈する際、明細書と図面を参照してもよいか。よい場合、常に参酌すべきか、または当業者がクレームを単独で読んだ際に、不明瞭または曖昧であると判断した場合にのみ参酌すべきか？

# 欧州

## 質問 3

特許性を評価するためにクレームを解釈する際、クレームで使用されている用語に関して明細書に明示的に記載されている定義または同様の情報は無視できるか、また、その場合、どのような条件下で無視できるか?

### 拡大審判部の審決

#### 上記質問1的回答

EPCの条文においては、特許性を評価する際のクレーム解釈の根拠について、明確な法的根拠が存在しない。したがって回答は「いいえ」となる。

#### 上記質問2（質問3は2に包含される）の回答

クレームは、EPC 第 52 条から第 57 条に基づき、発明の特許性を評価するための出発点であり、基礎となる。そのクレームを解釈する際には、不明瞭性や曖昧性がある場合だけでなく、常に明細書及び図面を参照しなければならない。

EPOプレスリリースは以下のURLから入手できます。

<https://www.epo.org/en/case-law-appeals/communications/press-communique-18-june-2025-concerning-decision-g-124-heated-0>

G1/24審決の全文は以下のURLから入手できます。

[https://link.epo.org/web/case-law-appeals/Communications/G\\_1\\_24\\_Decision\\_of\\_the\\_Enlarged\\_Board\\_of\\_Appeal\\_of\\_18\\_June\\_2025.pdf](https://link.epo.org/web/case-law-appeals/Communications/G_1_24_Decision_of_the_Enlarged_Board_of_Appeal_of_18_June_2025.pdf)

# 欧洲

2025年7月掲載

## 【欧洲】欧州特許庁（EPO）2024年次レビューを公表

EPOは、2025年6月24日付で、2024年次レビュー（Annual Review 2024）を公表しました。2024年は、「戦略計画2028」の最初の年に当たり、2024年次レビューには、「戦略計画2028」に沿って順調な進捗状況であることが示されています。

### 「戦略計画2028」

2024年3月に公表された「戦略計画2028」は、持続可能性に焦点をあてたものとなっており、次の5つの柱からなります。

- ① 人材（People）
- ② 技術（Technologies）
- ③ 高品質の成果物とサービス（Quality products and services）
- ④ パートナーシップ（Partnerships）
- ⑤ 財務的持続可能性（Financial sustainability）

「戦略計画2028」の全文は、EPO公式ホームページ（以下URL）から入手できます。

<https://www.epo.org/en/about-us/office/strategic-plan-2028>

### 2024年次レビューの主な内容

- ① 人材基盤強化のため、111人の新規審査官と102人の若手専門家が採用されました。
- ② 完全デジタル化に向け、AI支援型自動分類プラットフォームがほぼ全ての技術分野で利用可能となりました。
- ③ ユーザーとの対話を通じて品質のさらなる向上を目指すことを主な目的とする「品質行動計画2024」が公表されました。そして、個人出願人やユーザー団体等と、80回を超える会合の場が設けられました。
- ④ 単一効特許（Unitary Patent）の申請件数が著しく増加し、欧州特許全体の25%を超える、約2万8千件の単一効特許が登録されました。また、中小企業（SME）の単一効特許の選択率は60%に達しました。

年次レビュー2024（Annual Review 2024）の全文は、EPO公式ホームページ（以下URL）から入手できます。

<https://link.epo.org/web/general/annual-review-2024/en-annual-review-2024.pdf>

# 欧洲

2025年11月掲載

## 【欧洲】欧州特許庁（EPO）がカラー図面及びグレースケール図面の受理開始

EPOは、2025年10月1日から、カラー図面及びグレースケール図面（以降、まとめてカラー図面等と称します）を使った特許出願の受理を開始しました。

これまで、EPOに提出されたカラー図面等は白黒図面に変換されていました。

EPOは、長年のユーザーの要望に応え、デジタル化の利点を活用するための継続的な取り組みの一環として、EPOの電子出願ツールにより提出された出願については、カラー図面等の使用を認めることとしました。

尚、この規定は、欧州特許庁への直接出願（Euro-direct 出願）に適用されますが、PCT出願には適用されません。

詳細につきましては、EPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/09/a57.html>

# 欧州

2025年12月掲載

## 【欧州】英国知的財産庁、手数料改訂-2026年4月1日予定

英国知的財産庁（UKIPO）は、2026年4月1日より特許・商標・意匠の手数料金を平均約25%引き上げる方針を公表しました。これは、商標では1998年以来、意匠では2016年以来、特許では2018年以来となる大規模な値上げです。

背景として、2016年以降のインフレ及び運営コストの上昇に加えて、これまで内部留保や業務効率化によって手数料抑制を維持してきたものの、現状では維持が困難になったことが挙げられています。

手数料改訂は、英国議会の承認後に正式に施行される予定です。

### 改訂される主な手数料（特許）

項目	現行（単位：£）	改定後（単位：£）
出願料（オンライン）	60.00	75.00
調査料（オンライン）	150.00	200.00
審査請求（オンライン）	100.00	130.00
超過クレーム（25クレーム超）	20.00/1クレーム	27.00/1クレーム
維持年金（第5年目）	70.00	90.00

# WIPO

2024年1月掲載

## 【WIPO】リヤド意匠法条約採択-出願手続きの簡素化

2024年11月22日、リヤド意匠法条約（Riyadh Design Law Treaty）が採択されました。この条約は、各國で異なる意匠登録出願手続を調和・簡素化することにより、デザイナーが国内外で意匠保護をより迅速かつ低成本で行えるようにすることを目的としています。

世界知的所有権機関（WIPO）がまとめる特許法条約（PLT、2000年）と商標法に関するシンガポール条約（STLT、2006年）に次ぎ、リヤド意匠法条約が採択されたことにより、産業財産権の主要3法に関する国際条約がすべて確立されることになります。

尚、リヤド意匠法条約は、15の国又は政府間機関が批准書又は加入書を寄託した後3か月で効力を生じます。リヤド意匠法条約・規則・附帯決議につきましては、WIPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.wipo.int/meetings/en/doc\\_details.jsp?doc\\_id=639157](https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=639157)

採択されたリヤド意匠法条約の主な内容には以下の項目が含まれます。

- ① 出願及び申請時に官庁が課すことができる要件
- ② グレースピリオド（新規性喪失等の例外）
- ③ 出願・登録意匠の非公表の維持（秘密意匠制度）
- ④ 手続救済措置

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/riyadh-design-law-treaty.html>

# WIPO

2025年4月掲載

## 【WIPO】2024年のPCT国際出願件数を発表

世界知的所有権機関（WIPO）によりますと、2024年のPCT国際特許出願件数は2023年比で0.5%増の27万3900件に達しました。

2024年における上位10ヶ国の出願件数、全世界の出願件数に対するシェア及び2023年比は、以下の通りです。

	国名	出願件数	全世界の出願件数に対するシェア	2023年比
1	中国	70,160	25.62%	0.91%増
2	米国	54,087	19.75%	2.75%減
3	日本	48,397	17.67%	1.21%減
4	韓国	23,851	8.71%	7.07%増
5	ドイツ	16,721	6.10%	1.32%減
6	フランス	8,125	2.97%	2.71%増
7	英国	5,861	2.14%	5.28%増
8	スイス	5,324	1.94%	1.37%減
9	インド	4,552	1.66%	22.20%増
10	オランダ	4,310	1.57%	5.79%増

米国は3年連続の減少となり、ドイツと日本は2年連続の減少となりました。一方、韓国は7.07%増と力強い伸びを示し、27年連続成長を記録しました。インドは、今回初めてのトップ10入りを果たしました。

出願人別にみてみると、中国のファーウェイ（6,600件）が7年連続トップとなり、韓国のサムサン電子（4,640件）、米国のクアルコム（3,848件）がこれに続いています。

公開されたPCT国際出願の技術分野別の出願件数の1～5位及びその占有率は、デジタル通信（27,605件、10.5%）、コンピュータ技術（25,600件、9.7%）、電気機械（22,760件、8.6%）、医療技術（16,998、6.5%）、製薬（11,638件、4.4%）でした。

2019年からトップの座を維持していたコンピュータ技術がデジタル通信に取って代わられました。

詳細につきましては、WIPOの以下URLをご参照下さい。

[https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2025/article\\_0003.html](https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2025/article_0003.html)

# WIPO

2025年9月掲載

## 【WIPO】グローバル・イノベーション・インデックス（GII）2025年版公表

世界知的所有権機関（WIPO）から、グローバル・イノベーション・インデックス（GII: Global Innovation Index）2025が公表されました。2025年版GIIでは、日本を含む世界139の国・経済圏における世界的なイノベーションの動向等が78の指標を用いてランク付けされています。

2025年版GIIによりますと、世界でイノベーションが進んでいるのは、スイス（1位）、スウェーデン（2位）、米国（3位）でした。アジアでは、韓国（4位）、シンガポール（5位）、中国（10位）、日本（12位）、香港（15位）が上位にランクインしています。

世界をリードする科学技術活動が集中している地域（科学技術クラスター）のランキングについては、深セン-香港-広州(1位)、東京-横浜(2位)、サンノゼ-サンフランシスコ(3位)、北京(4位)、ソウル(5位)となりました。

日本からは、大阪-神戸-京都（11位）、名古屋（28位）も上位にランクインしています。

2025年版GII の全文は以下URLからご覧いただけます。

<https://www.wipo.int/web-publications/global-innovation-index-2025/assets/80937/global-innovation-index-2025-en.pdf>

# WIPO

2025年11月掲載

## 【WIPO】2024年、世界の特許出願件数が過去最高を記録

世界知的所有権機関（WIPO）は、年次報告書「世界知的財産指標（World Intellectual Property Indicators 2025）」を公開し、2024年の世界の特許出願件数は、対前年比4.9%増の約370万件となり、5年連続で成長を記録したと公表しました。

特許序別受理件数の第1～5位は、中国（CNIPA：1,800,000件、対前年比約9.0%増）、米国（USPTO：501,831件、対前年比約3.2%減）、日本（JPO：419,132件、対前年比約1.1%増）、韓国（KIPO：295,722件、対前年比約2.7%増）、ドイツ（DPMA：133,485件、対前年比約0.3%増）でした。

また、6位のインドは対前年比約19.1%増となり、6年連続で2桁成長を達成しました。

地域別では、全世界の特許出願件数に占めるアジアの割合は70.1%となり、ここ10年間で約10.1%シェアが拡大しました。北米は17.1%、欧州は9.7%でした。

2023年に公開された特許出願を技術分野別に見てみると、上位5位は、コンピュータ技術（13.2%）、電気機械（7.2%）、計測（6.2%）、デジタル通信（5.8%）、医療技術（4.9%）でした。このうち、コンピュータ技術分野の特許出願件数は過去10年間で10.3%増加となり2桁の伸びを示した唯一の分野となりました。

世界知的財産指標の全文はWIPOの以下URLから入手できます。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4822>

# WIPO

2025年12月掲載

## 【WIPO】ePCTに新機能追加

WIPO が提供するePCTは、PCT国際出願をオンラインで出願・管理できる安全なウェブベースのシステムです。

今般、ePCTの新バージョン v4.16 がリリースされ、出願人・官庁双方の利便性を高める新機能が追加されました。

### 主な新機能

#### ① eNotification（e通知）機能

e通知機能は、様式・書類の準備完了を ePCT上で通知する仕組みです。

・国際事務局（IB）は、参加官庁・機関に代わって、発行済み様式や書類への通知リンクを、ePCTを通知方法として選択している出願人や代理人に送付します。

・出願人等はリンクを通じて、ePCT環境内で書類の閲覧やダウンロードが可能です。

この仕組み自体は従前からありましたが、新バージョンでは、参加官庁・機関に代わって、IBが発行済み様式や書類へのリンクをePCTを介して通知することが可能となりました。

これにより、受理官庁が特許庁（JPO）である場合に、従前はJPOから紙媒体で通知されていた国際段階の発送書類の多くを電子データで受領できるようになるため、従来の紙媒体の通知やPDF添付メールと比較して、ePCT 経由で安全かつ効率的な連絡が可能となりました。

ただし、当該機能を利用するには、ePCT上で、国際出願ごとに、ePCTアクセス権の設定を事前にしておく必要があります。

尚、ePCT上で取得可能となった日が、送達完了日とみなされます。

#### ② IB Forms の機械翻訳提供

・IBが発行する 国際手続書類（IB様式）は国際公開言語である10言語すべてに機械翻訳されます。

・機械翻訳版は国際出願ファイルには保存されませんが、ダウンロードや印刷は可能です。

・翻訳生成の操作履歴は、国際出願の履歴として記録されます。

これにより、異なる公開言語で業務を行う官庁・出願人の利便性向上が期待されます。

詳細につきましてはWIPOの以下URLをご参照ください。

<https://pct.wipo.int/ePCT/>

また、JPO の以下のサイトもご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/epct.html>

## アジア

2025年1月掲載

### 【台湾】「特許及び意匠出願の実体審査繰り延べ請求作業要点」-2025年1月1日施行

台湾智慧財産局（TIPO）は新しい「特許及び意匠出願の実体審査繰り延べ請求作業要点」を2025年1月1日より施行しています。

要点は以下の通りです。

- ① すでに施行されている「特許出願の実体審査繰り延べ請求作業方案」（2015年3月公告）と「意匠出願の実体審査繰り延べ請求作業方案」（2023年9月改正及び公告）が統合されました。
- ② 旧規定では、特許出願が初審査で拒絶され、再審査段階に入った場合、実体審査の繰り延べを請求することはできませんでした。新しい規定では、出願日から3年以内であれば、再審査段階においても実体審査の繰り延べ請求が可能となりました。
- ③ また、新しい規定では、分割出願についても実体審査の繰り延べ請求が可能となりました。
- ④ さらに、加速審査プログラム（Accelerated Examination Program, AEP）及び特許審査ハイウェイ（PPH）を請求した出願については実体審査の繰り延べを請求できないことが明記されました。

実体審査の繰り延べ請求は出願人のみが行うことができます。特許出願の場合は出願日から3年経過後、意匠出願の場合は出願日から1年経過後は、実体審査の繰り延べ請求はできないことにご留意ください。[\[1\]](#)

### 【韓国】バイオ・先端ロボット・AI分野が優先審査の対象に

韓国特許庁（KIPO）は、国のコア産業である、半導体等の先端技術分野を優先審査の対象とすべく、特許法施行令の一部を改正し、2022年11月から半導体分野の優先審査を開始しました。詳細につきましては弊所知財トピックス2022年12月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/12395/>

また、2023年11月からはディスプレイ分野、2024年2月19日からは二次電池関連分野が優先審査の対象に加わりました。詳細につきましては、弊所知財トピックス2024年4月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14986/>

今般、KIPOは、2025年2月19日から、バイオ・先端ロボット・人工知能（AI）分野を優先審査対象に加える旨公表しました。これにより、これらの分野の審査期間が平均18ヶ月から2ヶ月に短縮されることが期待されます。

これに備え、KIPOは、バイオ分野（35人）、先端ロボット分野（16人）、AI分野（9人）の民間専門家を審査官として採用する予定としています。

# アジア

2025年1月掲載

## 【韓国】特許法の一部改正法律案が国会通過

特許法改正案が2024年12月27日に国会本会議を通過し、2025年7月に施行される予定です。

主な改正点

### 1.発明の実施に輸出を追加

現行特許法では、発明の実施行行為に輸出が含まれていません。

今回の改正により、特許発明の実施行行為に輸出が追加され、特許権者は侵害製品を輸出する者に対しても、侵害の停止や予防、損害賠償の請求等が可能となります。

### 2.医薬品の特許権存続期間の上限及び延長可能な特許権数の制限導入

現行特許法では、医薬品の許認可に基づく特許権の存続期間の延長期間は5年までとされ、延長期間を含む特許権の存続期間の上限は規定されていません。

また、1つの許認可に基づいて、複数の特許権の存続期間の延長が可能です。

今回の改正により、医薬品の許認可に基づく延長期間を含む特許権の存続期間は、許認可を受けた日から14年を超えない旨の規定が加えられます。

また、1つの許認可について延長可能な特許権の数を1つと規定し、1つの許認可に係る特許権が2以上ある場合は、延長登録出願人は、そのうちの1つの特許権についてのみ延長登録出願が可能となります。

### 3. 国防上必要な発明の秘密取扱命令違反時の懲役・罰金

国防上必要な場合に、外国への特許出願の禁止又は秘密保持命令を受けた者がこれに違反した場合、5年以下の懲役又は5千万ウォン（約550万円）以下の罰金を課す罰則規定が新設されます。

更に、管理監督義務のある法人、代表者等に対しても1億ウォン（約1100万円）以下の罰金を課す両罰規定が追加されます。

## アジア

2025年1月掲載

### 【台湾】スタートアップ企業向け積極型特許審査パイロット・プログラム

台湾知的財産局（TIPO）は2021年から「スタートアップ企業向け積極型特許審査パイロット・プログラム」を開始し、2022年には適用対象を、設立8年未満の企業にまで拡大しました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2024年2月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14694/>

今般、TIPOは、2024年12月31日に満了となった試行期間を1年間延長するとともに、プログラム申請対象となる企業に以下の2と3を追加しました。

#### 申請対象企業

1. 台湾公司法又は外国の法律に基づき登記等された設立8年未満の企業

外国企業である場合、設立日を証明する書類とその中国語翻訳文を提出する必要があります。

2. 2年以内に、国家レベルの賞を受賞したイノベーション研究開発力を有する企業

対象となる賞には、台湾で授与される、NEXT BIG賞、ビジネス・スタートアップ賞、国家産業イノベーション賞、国家発明創作賞の4つが含まれます。

3. TIPOが政府技術開発計画に基づき委託した機関から指導を受けた企業

尚、本プログラムを利用することにより、申請から平均4ヶ月で審査結果を受領することができます。

# アジア

2025年2月掲載

## 【韓国】特許・実用新案審査事務取扱規程の改正-2025年1月1日施行

2025年1月1日、特許・実用新案審査事務取扱規程が改正されました。これに伴い、分割出願の審査順番等が変更されました。

主な改正点は以下の通りです。

### ① 分割出願の審査

従来、分割出願の審査は、原出願の審査請求順に従い迅速に行われていました。一方、改正後の規程では、分割出願の審査は、原出願ではなく、分割出願の審査請求順に従って審査されることとなりました。このため、分割出願の審査着手日が、従来より遅くなることが予想され、分割出願が繰り返されるたびに特許権の存続期間が短くなる可能性が高くなります。

上記規程は、2025年1月1日以降に審査が行われる出願に適用されます。

### ② 特許審査ハイウェイ(PPH)出願の審査着手期限

PPH出願に対する審査着手の期限は、改正前の規程では、優先審査決定日から4ヶ月と定められていましたが、改正後の規程では、優先審査決定日から3ヶ月に短縮されました。これにより、PPHによる優先審査出願に対しては、より迅速に審査結果が出るものと予想されます。

上記規程は、2025年1月1日以降にPPH申請が行われた出願に適用されます。

## アジア

2025年2月掲載

### 【韓国】KIPO、バイオ・先端ロボット・AI分野の専門家採用

韓国特許庁（KIPO）は、国のコア産業である、半導体等の先端技術分野を優先審査の対象としています。そして、2025年2月19日から、バイオ・先端ロボット・人工知能（AI）分野を優先審査対象に加えました。詳細につきましては、弊所知財トピックス2025年1月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16845/>

KIPOでは、半導体等の先端技術分野において、迅速かつ正確で高品質の特許審査サービスを提供すべく、民間専門家を活用しています。

今般、新たに優先審査対象に加えられた、バイオ・先端ロボット・AI分野においても、51名の民間専門家（バイオ：35名、先端ロボット：13名、AI：3名）が、任期付審査官（専門官）として採用されました。これらの分野は、産業現場においても変化のスピードが速く、高度な技術専門性が必要とされます。このため、今回の採用は高度な専門性を有する優秀な技術人材に焦点が当てられ、最終学歴の面から見ますと、博士号取得者38名（74.5%）、修士号取得者7名（13.7%）、学士号取得者6名（11.8%）と、修士・博士号の取得者率が現在特許庁に在籍中の任期付審査官（修士・博士号取得者率：79.8%）よりも高い88.2%となりました。

### 【韓国】拒絶決定不服審判の手続改善-2025年1月1日より

2025年1月1日より、韓国特許審判院は、特許及びデザイン登録に対する拒絶決定不服審判において、登録決定が妥当であり、新たな争点がないと判断される場合、審判官が直接審決を通じて登録決定をすることが出来る制度を取り入れました。

これまでには、審判官は登録決定をすることが出来ず、出願人の主張が妥当と思われる場合でも、審査官による再度の検討が必要でした。

新しい制度では、審査段階で検討されなかった争点が残っている場合や、新たな拒絶理由が発見される等により、更なる審査が必要な場合にのみ、審判官は審査官に事件を差し戻し、更なる審査が不要な場合は自ら審決として登録決定することが可能となりました。

これにより、特許及びデザインの登録が、1~2ヶ月早まることが期待されます。

# アジア

2025年3月掲載

## 【インドネシア】実施報告書の提出義務

2024年10月28日、インドネシア特許法が改正されました。改正法では、特許権者は特許実施に関する実施報告書（working statement）を、毎年年末までに特許庁長官に提出しなければならないとされています。しかし、実施報告書の書式等が公表されていませんでした。

詳細につきましては弊所知財トピックス2024年11月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16505/>

今般、現地代理人から以下の情報が得られました。

### 1. 対象となる特許

実施報告書提出の義務は2025年1月1日に発効し、出願日および付与日に関わらず、有効なすべての特許に適用される。

### 2. 提出期限

提出期限は、例えば、出願日が3月1日の場合は、毎年3月1日となる。

### 3. 原本提出

スキャンコピーの提出が認められ、署名された原本の提出は不要である。また、公証の必要もない。

特許権者が実施報告書を提出しなかった場合でも、自動的に特許取消や強制実施権の設定に繋がるわけではありません。第三者が特許取消または強制実施権の請求を行った場合は、特許権者は発明が実施されていることを示すことで、特許取消または強制実施権の設定を免れ得ます。

また、特許を実施していない場合は、実施報告書の提出義務はありません。

尚、上記事項は、今後更なる規則の制定等で変更が入る可能性があります。また、現地代理人の中でも、すでに提出義務規定が発効しているという意見とまだ正式に発効していないという意見があります。新たな情報が得られ次第お知らせいたします。

（編集者注：その後DGIPから実施報告書のFormが公表されました。詳細につきましては弊所知財トピックス2025年8月掲載分

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/17686/>

をご参照ください。）

## アジア

2025年3月掲載

### 【香港】香港知的財産局、新フォーム公表

香港知的財産局(IPD)は、2025年5月16日に発効する商標、特許、および意匠登録出願等に関する新しいフォームを公表しました。

主な改訂点は、代理人が香港に現実に所在する旨の宣言が加えられたことです。

これまで、香港に拠点を置いていない代理人に起因する、コミュニケーションの遅れや期限超過の問題が生じていました。更に、これらの代理人の中には、香港の規則や慣行に精通していないものもあり、その結果、出願人等に対するアドバイスが最適なものではなく、無駄なコストや再申請の追加コスト等につながる可能性がありました。

IPDは、今回の改訂で、香港に所在する代理人の選定を必須とすることで、知的財産権管理の信頼性と効率性を向上させるとしています。

### 【台湾】台湾知的財産局、2024年の專利・商標出願件数を公表

台湾知的財産局(TIPO)は、2024年の専利・商標出願件数を公表しました。専利（特許、実用新案、意匠を含む）の出願件数は合計72,742件で、2023年とほぼ同水準となりました。内訳は、特許：50,823件、実用新案：14,559件、意匠：7,360件でした。また、商標登録出願の件数は90,341件で、2023年に続き減少傾向となりました。

特許出願について見てみると、台湾からの出願が19,586件、外国からの出願が31,237件でした。外国出願人の国籍別統計では、1位：日本（12,307件）、2位：米国（6,817件）、3位：中国（3,472件）、4位：韓国（3,365件）、5位：ドイツ（1,035件）でした。

## アジア

2025年4月掲載

### 【インド】Form 27提出について

2024年3月15日にインド特許規則改正 (Patents (Amendment) Rules, 2024 : 新規則) が公表され、同日施行されました。

規則改正により、これまで毎年提出が必要であったForm 27（実施報告書）の提出が、3会計年度に1度でよいこととなりました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2024年8月掲載分をご参考ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15675/>

新規則によりますと、2024-2025年度 (2024年4月1日～2025年3月31日) に満了するインド特許について、2023-2024年度及び2024-2025年度についての実施報告書を2025年4月1日～2025年9月30日の期間に提出する必要があります。

尚、手数料を支払うことにより、期限の延長が可能です。

2025年5月掲載

### 【韓国】無効審判制度の改善-無効審決予告制の導入等

韓国特許庁の特許審判院は、特許権の信頼性と安定性の向上を目指し、無効審判制度や審理手続の改善を推進する旨を公表しました。

韓国特許庁は、儲かる特許という意味の「名品特許」を創出し、経済的利益を上げることを可能とする知財政策の策定に取り組んできました。「名品特許」とは、経済的価値の高い革新的な技術について、広く独占権を確保しつつ、第三者にとっても有効かつ明確であって、権利安定性の高い、儲けに繋がる特許を意味します。

今般、韓国特許庁は、世界市場における韓国企業の技術競争力の強化を目指し、「名品特許」の創出・活用に対する政策ビジョンを策定しました。これに合わせて特許審判院も特許権の信頼性と安定性を高めるべく、無効審判制度の改善に取り組む旨を公表しました。

#### 1. 無効審決予告制の導入

無効審判手続において特許権者と審判請求人との間で十分な攻撃・防御の機会が保障されるよう「無効審決予告制」が導入されます。審判請求に理由があると認められる場合、特許権を無効にする前に無効審決がある旨を予め通知することにより、特許権者に訂正請求の機会を提供し、有効な権利維持に繋げます。

#### 2. 無効審判の審理手続改善

無効審判請求人が無効事由について、より具体的かつ明確な証拠を提示するよう、そして、証拠などの提出期限を厳格に遵守（適時提出原則）するように制度が見直されます。また、事前争点整理を通じて当事者の具体的な主張ないし立証が十分に行われるよう、口述審理の効率化が予定されています。

更に、特許審判院は、無効審判請求時に請求項の解釈に関する意見の記載を勧告し、請求項の解釈に異論があるか、又は不明確な部分がある場合には、当事者に追加意見や立証の機会を付与するなど、請求項の解釈手続を強化する予定です。

## アジア

2025年5月掲載

### 【シンガポール】新しい早期審査制度開始 – 2025年5月20日より

シンガポール知的財産庁（IPOS）は、出願人が迅速にオフィスアクション（OA）を受領できるよう、新しい早期審査制度であるSG Patents FastプログラムおよびSG Trade Marks Fastプログラムを2025年5月20日より開始します。

これらのプログラムは2024年12月31日に終了したSG IP FASTパイロットプログラムに代わるものです。SG IP FASTパイロットプログラムにつきましては、弊社所知財トピックス2020年9月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/8575/>

ここでは、SG Patents Fastプログラムについてご紹介させていただきます。

SG Patents Fastプログラムでは、申請者は希望するスピードに合わせて以下の2種類のいずれかを選択します。

1. SG Patents Fast 4: 出願から4ヶ月以内に最初のOA受領
2. SG Patents Fast 8 : 出願から8ヶ月以内に最初のOA受領

SG Patents Fastプログラムの申請要件等

1. シンガポールでの分割出願でないこと
2. 特許明細書のクレーム数が20以下であること
3. 1企業（個人または法人）あたり月5件まで

## アジア

2025年6月掲載

### 【韓国】特許法改正-特許権存続期間延長登録制度の変更

韓国では、2025年7月22日に改正特許法が施行される予定です。これに伴い、医薬品に関する特許権の存続期間延長制度（PTE）が変更されます。

現行法：

現行法では、1つの販売承認（MA）から複数の特許権の存続期間延長が可能です。

また、延長期間は販売承認を得るために特許発明を実施できなかった期間（ただし最長5年）です。

改正点：

① 改正後は、延長対象となる特許は1件に限定されます。つまり、1つのMAに関して、複数の特許権がある場合、延長登録出願人はそのうちの1つの特許権に対してのみ延長登録出願が可能であり、これに違反する場合は、拒絶または無効の対象となります。

② 延長後の特許権存続期間は、販売承認日から最長14年間に制限されます。例えば、販売承認日から当初特許満了日（出願から20年）まで13年、特許発明を実施できなかった期間が2年あった場合、 $13+2=15 \geq 14$ であり、延長後の特許権存続期間が「販売承認日から14年」に制限されます。つまり、延長期間は当初特許満了日（出願から20年）から1年（=14-13）に制限されます。違反の場合は、拒絶または無効の対象となります。

新規則は、2025年7月22日以降に出願されたPTE出願に適用されます。

# アジア

2025年7月掲載

## 【韓国】特許法・実用新案法施行規則の一部改正 – 2025年7月11日施行

韓国特許庁は、特許法・実用新案法施行規則の一部改正を公表しました。施行日は、2025年7月11日です。主な改正点は以下の通りです。

### 1. 拒絶理由通知書への対応期間延長

2025年7月11日以降に発行される拒絶理由通知書（OA）に関して、意見書及び補正書の提出期間が従来の2ヶ月から4ヶ月に延長されます。

ただし、迅速な審査を希望する場合は、意見書提出期限より早く意見書を提出し、同時に期間短縮申請書を提出することで、早期に審査結果を得ることができます。

### 2. 分割出願への審査猶予制度適用

これまで、審査猶予制度は分割出願には認められていませんでした。

今回の改正により、2025年7月11日以降、分割出願についても、審査猶予制度が利用可能となり、親出願の審査結果を待ってから、審査請求をするか否かの判断ができる可能性が高くなりました。

尚、審査猶予制度を利用するためには、出願人は、審査請求日から9ヶ月以内に審査猶予を申請し、猶予可能期間（審査請求日から2年～出願日から5年）のうち、審査を受けようとする時点を指定する必要があります。

すでに出願された分割出願であっても、審査請求日から9ヶ月が経過していない場合は、審査猶予制度を利用することができます。

## アジア

2024年7月掲載

### 【ラオス】ラオスでの特許実体審査の開始に向け、日ラオス間協力声明

日本国特許庁（JPO）とラオス知的財産局（DIP）は、2025年6月11日、ラオスでの特許実体審査開始に向けた協力声明に合意しました。

現在、ラオスは、後発開発途上国（Least Developed Country: LDC）のステータスにあり、TRIPs協定により、特許の実体審査を免除されています。

ところが、2026年に、LDCのステータスから卒業予定のため、実体審査の開始に向けた準備が進められています。

今般公表された協力声明では、実体審査の開始に向け、DIPで新たに採用される特許審査官に対する研修等について、JPOとJETROが支援するとされています。

DIPでの特許実体審査の運用や判断がJPOと同様のものとなれば、ラオスに特許出願する日系企業にとって利用しやすいものになることが期待されます。

2024年8月掲載

### 【インドネシア】実施報告書の提出義務

2024年10月28日、インドネシア特許法が改正されました。改正法では、特許権者は特許発明の実施に関する実施報告書（working statement）を、毎年年末までに特許庁長官に提出しなければならないとされています。しかし、実施報告書の書式等が公表されていませんでした。詳細につきましては弊所知財トピックス2025年3月掲載分をご参照ください（<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16955/>）

インドネシア知的財産局（DGIP）は、2025年4月に実施報告書のFormを一旦公表しました。しかし、施行規則等が公表されていないことから、多くの現地代理人が、今のところ、提出は任意であって義務ではないとの見解を示していました。

今般、DGIPは、新たなFormを公表しました。驚くことに、新たなFormには、不実施の項目が追加されており、このFormに従いますと、特許発明をインドネシアで実施している特許権者のみならず、実施していない特許権者も提出の対象となります。

ただし、DGIPはこのFormを公表しただけで、一切説明がなく、施行規則等もまだ定まっていません。現地でも、毎年12月末までにFormを提出すべきとする代理人や、施行規則の発効を待った方がよいとする代理人もいます。

弊所でも、情報収集を進め、方向性が定まり次第お知らせいたします。

# アジア

2025年8月掲載

## 【シンガポール】IPOS手数料値上げ – 2025年9月1日より

シンガポール知的財産権庁(IPOS)が手数料の改定を公表しました。大部分の改定は2025年9月1日に施行され、一部については2026年4月1日に施行されます。

特許に関する主な改定は次のとおりです。

### 1.超過クレーム料金

現在、クレームの数が20を超える出願については、20を超えた部分につきクレーム毎に40シンガポールドル (S\$) が加算されています。

改定後は、15クレームを超えた部分につきS\$80/クレームの加算となります。

### 2.超過クレーム料金支払いのタイミング

現在、超過クレーム料金は特許付与時の手数料と共に支払われていますが、審査請求が2025年9月1日以降になされた案件で、2026年4月1日以降にオフィス・アクション (OA) 応答時にクレームを補正した場合は、OA応答時に支払うことになります。

### 3.維持年金

5年目以降の維持年金はそれぞれ7%の値上げとなります。

### 4.国際調査及び国際予備審査

IPOSを国際調査機関/予備審査機関とする特許協力条約 (PCT) の調査および予備審査手数料はそれぞれ、S\$2,240からS\$ \$2,350、\$830からS\$900へと値上げされます。

詳細につきましては、IPOSの以下URLをご参照ください。

<https://isomer-user-content.by.gov.sg/61/73d1024f-9d2c-409f-b12c-d7d44fc199cd/circular-no-3-2025.pdf>

# アジア

2025年8月掲載

## 【インド】IPO、コンピュータ関連発明（CRI）の審査ガイドラインを公表

2025年7月29日、インド特許庁（IPO）は、「コンピュータ関連発明（CRI）の審査ガイドライン（2025年版）：CRIガイドライン2025」を公表し、本ガイドラインは同日施行されました。

CRIガイドライン2025はインド特許法第3条(k)に規定する、「除外の対象となる発明」に関する判断基準をはじめ、人工知能（AI）、機械学習（ML）、深層学習（DL）、ブロックチェーン、量子計算など、先端分野に関連する発明について具体例を追加して詳しく説明しています。

また、インドの裁判所による最近の司法判断を反映しています。

**ガイドラインの主なポイントは以下の通りです。**

**1. 特許適格性：** CRIの特許適格性に関する各種規定を説明し、特許庁が審査時に採用すべき手続を明示しています。

**2. 特許非適格性の明確化：** ガイドラインの多くの部分は、3条(k)に規定する、「除外の対象となる発明」の判断に割かれており、具体的には以下の点をカバーしています。

- ① 数学的方法
- ② ビジネスの方法
- ③ アルゴリズム
- ④ コンピュータプログラムそのもの

例えば、コンピュータプログラムそのものの項目では、コンピュータプログラムの存在自体で特許性が否定されるのではなく、重要なのは、プログラムが技術的効果を生じるか、技術的問題を解決するかどうかであると記載されています。

例えば、認証メカニズムの改善、データ処理の高速化、またはメモリ使用の効率化などが技術的効果に該当します。

## アジア

**3. 先端技術に関する指針**：人工知能（AI）、機械学習（ML）、深層学習（DL）、ブロックチェーン、量子計算など、先端分野に関連する発明について具体的に取り上げています。これらの技術分野においては、抽象的な理論を実装可能な技術的解決策に適用できるように変換することが重要で、抽象的な理論の域にとどまる場合、特許は認められません。

具体的な事例については以下URLをご参照ください。

<https://www.ipindia.gov.in/writereaddata/images/pdf/CRI/2.%20Annexure%20I%20-%20Additional%20Illustrative%20Examples.pdf>

**4. 判例**：CRIガイドライン2025は、CRI審査における問題点の理解の助けとして、最近の判例を取り入れています。

IPOは、別紙として重要な判例リストを掲載しています。

<https://www.ipindia.gov.in/writereaddata/images/pdf/CRI/3.%20Annexure%20II%20Non%20Exhaustive%20List%20of%20caselaws%20related%20to%20CRI%20s.pdf>

ガイドライン全文は、以下URLから入手できます。

[https://www.ipindia.gov.in/writereaddata/images/pdf/CRI/1.%20GUIDELINES%20FOR%20EXAMINATION%20OF%20COMPUTER%20RELATED%20INVENTIONS%20\(CRIs\)-%202025.pdf](https://www.ipindia.gov.in/writereaddata/images/pdf/CRI/1.%20GUIDELINES%20FOR%20EXAMINATION%20OF%20COMPUTER%20RELATED%20INVENTIONS%20(CRIs)-%202025.pdf)

# アジア

2025年10月掲載

## 【韓国】バイオ分野の優先審査が稼働

韓国特許庁（KIPO）は、国のコア産業である、半導体等の先端技術分野を優先審査の対象としています。そして、2025年2月19日から、バイオ・先端ロボット・人工知能（AI）分野を優先審査対象に加えました。詳細につきましては、弊所知財トピックス2025年1月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16845/>

半導体分野同様、バイオ分野でも、迅速かつ正確で高品質の特許審査サービスを提供すべく、KIPOは民間専門家を活用しています。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2025年2月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16935/>

さらに、KIPOは、特許審査部の組織を改編し、バイオ分野を専門に扱う新たな組織（バイオ専担審査組織）を発足しました。これにより、バイオ分野の優先審査が本格的に稼働しました。

新たに発足したバイオ専担審査組織は、「バイオ基盤審査課」、「バイオ診断分析審査チーム」、「バイオ医薬審査チーム」、「ヘルスケア機器審査チーム」、および「ヘルスケアデータ審査チーム」の5つの課・チーム（120名）で構成され、バイオ産業生態系の全分野について、効率的で一貫した審査が可能となりました。

出願人は優先審査を利用することにより、審査請求から2ヶ月以内に、特許審査の結果を受け取ることが可能となると見られています。

## アジア

2025年10月掲載

### 【中国】北京インターネット裁判所、AI関連事案の審理状況と典型事例を公表

中国国家知識産権局（CNIPA）は、電気自動車、リチウム電池、太陽光発電の技術に関して、「新三大製品 関連技術特許分類体系2024」を公表しました。

中国では、近年、電気自動車、リチウム電池、太陽光発電製品の輸出が著しく伸びていることから、CNIPAは、輸出の主力製品をカバーし、関連技術分野と特許を結びつける分類体系を確立することで、対外貿易の革新と発展のニーズに応えるとしています。

「新三大製品 関連技術特許分類体系2024」では電気自動車、リチウム電池、太陽光発電関連技術が4つの階層に分けられています。例えば、電動自動車の第一階層には、電気自動車製造、電気自動車装置・付属品製造、電気自動車関連設備製造、電気自動車関連サービスなどが含まれ、その下には4つの第二階層技術、更にその下には8つの第三階層技術と4つの第四階層技術に分かれています。これらは、国際特許分類（IPC）との対照が可能なように設計されており、関連製品の輸出状況の変動や国際特許分類の改訂に応じて変更が可能です。そして、「新三大製品」に関する特許のマクロ統計的なモニタリングと分析に利用可能です。

詳細につきましては、CNIPAの以下URLをご参照ください。

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/8/9/art\\_75\\_194145.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/8/9/art_75_194145.html)

# アジア

2025年10月掲載

## 【韓国】バイオ分野の優先審査が稼働

韓国特許庁（KIPO）は、国のコア産業である、半導体等の先端技術分野を優先審査の対象としています。そして、2025年2月19日から、バイオ・先端ロボット・人工知能（AI）分野を優先審査対象に加えました。詳細につきましては、弊所知財トピックス2025年1月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16845/>

半導体分野同様、バイオ分野でも、迅速かつ正確で高品質の特許審査サービスを提供すべく、KIPOは民間専門家を活用しています。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2025年2月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16935/>

さらに、KIPOは、特許審査部の組織を改編し、バイオ分野を専門に扱う新たな組織（バイオ専担審査組織）を発足しました。これにより、バイオ分野の優先審査が本格的に稼働しました。新たに発足したバイオ専担審査組織は、「バイオ基盤審査課」、「バイオ診断分析審査チーム」、「バイオ医薬審査チーム」、「ヘルスケア機器審査チーム」、および「ヘルスケアデータ審査チーム」の5つの課・チーム（120名）で構成され、バイオ産業生態系の全分野について、効率的で一貫した審査が可能となりました。

出願人は優先審査を利用することにより、審査請求から2ヶ月以内に、特許審査の結果を受け取ることが可能となると見られています。

## アジア

2025年10月掲載

### 【韓国】韓国特許庁、韓国知的財産処に昇格

韓国知的財産庁（KIPO）は、韓国政府組織法改正案の施行により、2025年10月1日より国務総理室所属の知識財産処（Ministry of Intellectual Property, 「MOIP」）に昇格しました。

従来、KIPOは産業通商資源部傘下の外庁として、特許、商標、デザインの審査及び登録等の業務を行っていました。

そして、国内外の知的財産権に関する紛争対応、知的財産権の保護や知的財産権の創出及び活用に関する業務については、科学技術情報通信部等の様々な部署と分担して担当していました。

KIPOはMOIPに昇格し、今後は、知的財産に関する政策・施策のコントロールタワーとしての役割を担うこととなります。

また、「知識財産紛争対応局」が新設されたことにより、知的財産紛争の発生時には、従来の部署（課）ごとの対応ではなく、国レベルでの迅速なサポートが可能となりました。

さらに、知識財産の創出・活用および取引を担当する「知識財産取引課」が新設され、R&Dを通じて高品質の知的財産を確保し、取引と事業化を通じて収益を創出し、R&D再投資へつながる知識財産の好循環工コシステムの提供が期待されています。

### 【中国】CNIPA、XML形式による電子特許出願の利用促進に関する通知

国家知識産権局（CNIPA）は、2025年10月1日以降に出願日を有する特許出願で、優先審査、早期審査、特許審査ハイウェイ（PPH）、遅延審査、または集中審査を請求する場合は、XML形式で電子出願しなければならない旨を公表しました。

また、2026年には、CNIPAのシステムが段階的にアップグレードされ、XML形式で提出された電子特許出願のみを受け付けるようになる予定です。これには、PCT国際出願であって、中国に国内移行する特許出願が含まれます。

# アジア

2025年11月掲載

## 【マレーシア】付与後異議申立の導入-2025年12月31日発効

マレーシア知財公社（MyIPO）は、2022 年の改正特許法により導入予定であった特許（実用新案）異議申立制度（第55A条および第56A条）について、2025 年 12 月 31 日から正式に運用を開始する旨を公表しました。

### 1.制度の概要

- ・異議申立人：利害関係を有する者であれば誰でも、2025年12月31日以降に付与された特許及び実用新案に対して異議申立が可能  
但し、非居住者による異議申立の場合、費用担保金（security for cost）が必要
- ・異議申立期間：特許付与の公告掲載日から6ヶ月以内（延長不可）

### 2.異議理由

異議申立は、以下の理由にのみ基づいて行うことができる。

- ・クレームされた主題が「発明」の定義を満たさない
- ・クレームされた主題が特許保護の対象外である
- ・新規性・進歩性・産業上の利用可能性が欠如している
- ・明細書またはクレームが特許規則に準拠していない
- ・発明の理解に必要な図面が提出されていない

### 3.手続の流れ（主要ポイント）

- 1) 異議申立書をMyIPOへ提出（証拠添付、証拠文献等が英語以外の言語の場合は認証された英語翻訳文が必要）
- 2) 特許権者の弁駁書・補正書提出（異議申立書の写しの発行から3ヶ月以内（延長可））
- 3) 申立人の反証提出（弁駁書等が登録官から発行後3ヶ月以内（延長可））
- 4) 登録官が特別異議委員会（OC）を設置
- 5) OCが特許取消を認める場合は、登録官は特許権者に通知し、特許権者に補正の機会を与える（2か月以内、延長不可）

### 4.最終的な決定

- ・特許は付与されたとおりに維持
- ・特許は補正後に維持
- ・特許取消

決定に不服の場合、高等裁判所に行政訴訟の提訴が可能です。

詳細につきましては、MyIPOの以下URLをご参照ください。

- ・運用開始についての通知

<https://www.myipo.gov.my/practice-notice-no-1-2025/>

- ・改正特許規則2025

<https://www.myipo.gov.my/patents-amendment-regulations-2025/>

# アジア

2025年11月掲載

## 【台湾】特許出願の再審査加速審査（AEPRe）制度導入-2024年9月1日施行

シンガポール知的財産庁（IPOS）は、特許審査ハイウェイ（PPH）プログラムの利用時の調査および/または審査請求手数料の30%を還付するパイロット制度（Pilot Initiative – Fee Savings）を開始しました。

### 制度の概要

- ・対象期間：2025年9月15日～2027年12月31日
- ・対象手続：調査請求（PF11）および/または審査請求（PF12）
- ・還付率：IPOS手数料の30%

PPH申請が受理されると、自動的に還付処理が開始され、1～2か月以内に返金されます。別途の手續は不要です。

詳細につきましては、IPOSの以下URLをご参照ください。

<https://isomer-user-content.by.gov.sg/61/a8f60347-b64a-4ecb-a034-f79a7b1ebd49/circular-no-4-2025.pdf>

# アジア

2025年11月掲載

## 【シンガポール】IPOS、PPHプログラムの手数料還付制度導入

シンガポール知的財産庁（IPOS）は、特許審査ハイウェイ（PPH）プログラムの利用時の調査および/または審査請求手数料の30%を還付するパイロット制度（Pilot Initiative – Fee Savings）を開始しました。

### 制度の概要

- ・対象期間：2025年9月15日～2027年12月31日
- ・対象手続：調査請求（PF11）および/または審査請求（PF12）
- ・還付率：IPOS手数料の30%

PPH申請が受理されると、自動的に還付処理が開始され、1～2か月以内に返金されます。別途の手續は不要です。

詳細につきましては、IPOSの以下URLをご参照ください。

<https://isomer-user-content.by.gov.sg/61/a8f60347-b64a-4ecb-a034-f79a7b1ebd49/circular-no-4-2025.pdf>

# アジア

2025年11月掲載

## 【中国】CNIPA、専利審査指南の改正を公表-2026年1月1日施行

2025年11月13日、中国国家知識産権局（CNIPA）は改正専利審査指南（以下改正指南と称します）を公表しました。改正指南は2026年1月1日に施行されます。

今回の改正は、2025年4月に公表された改正案に対する意見募集を経て確定されたもので、AIやビッグデータ、ビットストリーム技術など、新興分野への対応が強化されています。

特許に関して要点を以下にまとめました。

### 1. 発明者情報・代理人責任の明確化

改正指南は、発明者は自然人でなければならないとし、すべての発明者の身元情報を正確に記載することを義務付けています。また、代理人は発明者の身元情報や連絡先の確認責任を負います。

### 2. 分割出願における優先権主張

原出願が優先権を主張していても、分割出願時にその願書に当該優先権主張が明記されていない場合、分割出願は優先権を主張していないものとみなされます。この場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければなりません。

### 3. 特・実同日出願の扱い

出願人が同日に実用新案出願と特許出願の双方を行う場合、出願時にその旨を説明しなければなりません。出願人は、最終的に実用新案か特許のいずれかを選択する必要があります。

### 4. AI・ビッグデータ関連発明の審査

人工知能やビッグデータに関する特許出願では、倫理面の考慮が審査項目に追加されました。また、進歩性判断の具体例を示すとともに、明細書にモデル構成やトレーニング手順、パラメータ等の記載が必要であることが明記されました。

### 5. ビットストリーム技術の取扱い

特定の映像符号化方法に限定される記憶、伝送方法及びコンピュータ可読記憶媒体は特許の保護対象となります。一方、単純なビットストリームは保護対象外と明確化されています。

### 6. 無効審判の一事不再理

無効審判における一事不再理の原則が、「同一」の理由・根拠から、「同一または実質的同一」の理由・根拠へと拡張されています。

詳細につきましては、CNIPAの以下URLをご参照ください。

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/13/art\\_74\\_202560.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/13/art_74_202560.html)

# 中南米

2025年1月掲載

## 【ブラジル】 ブラジル国家衛生監督庁、承認審査の簡略化

ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）は、手続きの合理化・簡略化のため、アメリカ食品医薬品局（FDA）や欧州医薬品庁（EMA）により既に承認されている医薬品等の承認審査を簡略化しています。また、2024年4月からは、日本で承認された医療機器についても簡略審査が実施されています。詳しくは、厚生労働省の下記URLをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39921.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39921.html)

今般、ANVISAは、FDAやEMA以外にも、下記の規制当局をANVISAと同等以上とみなし（優先外国当局と呼びます）、簡略審査の対象を拡大しました。

- ・ National Institute for Drug Surveillance  
(INVIMA : コロンビア国立医薬品食品監視局)
- ・ Federal Commission for Protection against Health Risks  
(COFEPRIS : メキシコ連邦衛生リスク対策委員会)
- ・ General Directorate of Medicines, Supplies and Drugs  
(DIGEMID : ペルー保健省医薬品・医療機器総局)
- ・ Public Health Institute  
(ISP : チリ公衆衛生研究所)
- ・ Therapeutic Goods Administration  
(TGA : オーストラリア薬品・医薬品行政局)
- ・ Egyptian Drug Authority  
(EDA : エジプト医薬品庁)
- ・ Thailand's Food and Drug Administration  
(TFDA : タイ食品医薬品局)
- ・ Medicines and Healthcare Products Regulatory Agency  
(MHRA : 英国医薬品医療製品規制庁)

但し、簡略審査の対象（医薬品・有効成分・医療機器）や条件は優先外国当局毎に異なることにご留意ください。

# 中南米

2025年2月掲載

## 【ブラジル】INPI、2024年の暫定統計を公表

2025年1月8日、ブラジル産業財産庁（INPI）は、2024年の統計（暫定値）を公表しました。

2024年のハイライトとして、商標に対する需要の高まりが挙げられます。その結果、商標登録出願件数は対前年比10.3%増の444,037件となりました。

また、工業デザイン（対前年比3.1%増）、コンピュータ・プログラム（対前年比25.5%）など、他の分野でも増加が見られました。しかし、特許出願件数は対前年比0.8%減の27,701件となりました。

特許出願を出願人の国別に見てみると、米国28%、ブラジル23%、中国8%、ドイツ6%、スイス4%でした。

付与件数を見てみると、特許12,914件、商標166,063件、工業デザイン4,093件、コンピュータプログラム5,168件でした。

2025年4月掲載

## 【ブラジル】特許審査ハイウェイ（PPH）、上限枠拡大して再開

ブラジル産業財産庁（INPI）は、2025年1月から2029年12月31日までの予定でPPHフェーズVを開始しました。

PPHフェーズVには、通常型PPH、PPH-MOTTAINAI、PCT-PPHの3種類のPPHが含まれ、これまで800件だった年間申請件数の上限が3,200件にまで拡大されました。申請は、四半期毎（①1月1日～②4月1日～③7月1日～④10月1日～）に800件ずつ受け付けられます。

IPCセクション毎の申請件数の上限は四半期ごとに見直され、更新されます。但し2025年の第1四半期中は、IPC H04 (ELECTRIC COMMUNICATION TECHNIQUE) に分類された特許出願のPPH申請は受理されません。また、1申請人につき1週間に1回の制限及びPCT-PPHの申請件数の上限（100件）は撤廃されました。

申請件数の上限が大幅に拡大されましたが、PPHをご希望の場合は、できるだけ早く申請されることをお勧めします。

# 中南米

2025年4月掲載

## 【ブラジル】PPH申請、電気通信分野の受付停止

ブラジル産業財産庁（INPI）は、2025年1月から2029年12月31日までの予定でPPHフェーズVを開始しました。その際、年間申請件数の上限が800件から3,200件にまで拡大されました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2025年1月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16705/>

しかし、2025年4月1日から始まった第2期分について、IPC H04（電気通信技術）に分類された特許出願のPPH申請は、すでに上限の140件に達し、受付は停止されました。次回の受付開始は、2025年7月1日となります。

PPHをご希望の場合は、早めの申請をお勧めします！

2025年5月掲載

## 【ブラジル】手数料値上げ-2025年8月7日より

ブラジル産業財産庁（INPI）は、2012年以降初めて、庁手数料を改訂する旨公表しました。新料金は、2025年8月7日より適用され、平均約24.1%の値上げとなります。

例えば、出願手数料（特許及び意匠）は、約49%の値上げとなり、特許審査請求料は約48%の値上げとなります。また、商標異議申立は約46%の値上げとなります。

特許審査請求等をご希望される場合は、8月7日より前に請求することで経費の削減が可能となります。

新料金表は、INPIの以下URLから入手できます。

<https://www.gov.br/inpi/pt-br/inpi-data/precificacao-dos-servicos/comparativo-de-precos-tabela-de-retribuicoes-inpi- -valor-atual-x-novo-valor.pdf>

# 中南米

2025年5月掲載

## 【ブラジル】特許期間調整（PTA）に関する画期的な判決

2025年5月12日、ブラジルの第4連邦民事裁判所（4th Federal Civil Court）は、特許期間調整（Patent Term Adjustment : PTA）訴訟において、初めて、ブラジル産業財産庁（INPI）の不合理な遅延を理由に、特許権者のPTA請求を認めました。

2021年5月12日、ブラジル連邦最高裁判所（STF）は、産業財産権法第40条の「特許権の存続期間は特許付与日から10年末満であってはならない」とする規定は違憲であり、特許権の存続期間は出願日から20年を超えない判事しました。

当判決に従い、「医薬品、医薬品の製造方法、医療機器および／または材料」に係る特許については、既に付与された特許の権利期間が、遡及的に出願日から20年に短縮されました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2021年8月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/10027/>

これを不服とした特許権者は、INPIに起因する遅延に対して調整を受ける権利があると主張し、訴えを提起しました。

現地代理人の情報によりますと、2025年5月までに、67件のPTA訴訟が提起され、判決が下された31件のうち、本件のみがPTAを認められ、他の件は請求が却下されました。

本件訴訟（訴訟番号1088996-39.2021.4.01.3400）は、ジエンザイム・コーポレーション（Genzyme Corporation）とミシガン大学の理事会（The Regents of the University of Michigan）が提起したもので、ゴーシエ病の治療薬にかかる特許PI0211379-1に関するものです。特許権者は2005年に審査請求しましたが、INPIが実体審査を開始したのはそれから約9年後で、特許は出願から11年以上経った2016年に付与されました。

裁判所は、遅延は過度かつ不当であり、行政効率と法的確実性の原則に違反しているとし、特許権者のPTA申請を認め、特許PI0211379-1の満了日（特許付与時に公式登録されている2028年2月14日）を維持するよう命じました。

尚、INPIの上告が予想され、本件判決が他の進行中のPTA訴訟にどのように影響するか、現在のところ予測がつきません。弊所は、今後の動向を注視していきます。

# 中南米

2025年6月掲載

## 【ブラジル】拒絶査定不服審判の審決により審査に差し戻された特許出願について

2025年5月27日、ブラジル産業財産庁（INPI）は、拒絶査定不服審判の審決により拒絶査定が取り消され、第一審（審査段階）に差し戻された特許出願の手続きに関する条例No.04/2025を公布しました。

### 主な内容は以下の通りです。

- ・審決は最終的なものであり上訴できない。
- ・審査官は、審判官がすでに審決した問題についてさらなる審査をすることはできない。  
ただし、異なる法的根拠に基づいて新たな拒絶理由を提起することは可能。
- ・新たな拒絶理由に対して、出願人に反論の機会を与えた後でなければ、拒絶査定を発行することはできない。
- ・事件が審査に差し戻された段階では、情報提供はできない。  
また、单一性違反がある場合を除き、分割出願もできない。

## 【ブラジル】サンパウロに知的財産権を管轄する裁判所を新設

2025年5月13日、サンパウロ州司法裁判所（São Paulo State Court of Justice : TJSP）は、第3番目の商事及び仲裁連絡裁判所（以下、商事裁判所と呼びます）を開設しました。この新しい商事裁判所は、特に知的財産権と不正競争に関する複雑な案件について、審理の質と効率の向上を目的としています。

サンパウロ州はブラジル経済活動と外国直接投資の重要な拠点であり、この商事裁判所は知的財産権紛争（商標、特許、不正競争行為に関する案件）の審理において不可欠な役割を果たします。

この商事裁判所には、技術的な専門知識を持つ裁判官が配属され、複雑な紛争に対して、正確で適切な判断を下すことが期待されています。

そして、ブラジルで事業を展開する外国投資家や企業にとって、専門性の高い商事裁判所の存在は、ブラジルの司法制度への信頼の向上につながります。

# 中南米

2025年7月掲載

## 【ブラジル】PPH申請受付開始－2025年7月1日より

ブラジル産業財産庁（INPI）は、2025年1月から2029年12月31日までの予定でPPH フェーズVを開始しました。

PPH フェーズ V には、通常型 PPH、PPH-MOTTAINAI、PCT-PPH の3種類の PPH が含まれ、申請は、四半期毎（①1月1日～②4月1日～③7月1日～④10月1日～）に800件ずつ受付けられます。詳細につきましては、弊所知財トピックス2025年1月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16705/>

日本国特許庁の以下URLもご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_brazil\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_brazil_highway.html)

INPIは、2025年7月1日からの申請受付を開始した旨公表しました。

但し、2025年の第3四半期中は、IPC H04（電気通信）に分類された特許出願のPPH申請は受理されません。

PPH申請が受理されると、平均2.5か月で最終結果がでます。2025年度の統計を見てみると、申請全体の98.01%が特許査定となっています。

INPIが受付けるIPCセクションごとの申請件数は年間1000件までとされている事等から、PPHをご希望の場合は、できるだけ早く申請されることをお勧めします。

# 中南米

2025年7月掲載

## 【ブラジル】手数料改定-2025年8月7日より

ブラジル産業財産庁（INPI）は、2025年8月7日より手数料を改訂します。

詳細につきましては弊所知財トピックス2025年5月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/17338/>

追加の情報といたしまして、下記の通りお知らせいたします。

### 1. 値上対象となる主な手数料

出願手数料（PCT出願のブラジル国内移行）は、約48.6%の値上げとなり、審査請求料（請求項が10までの場合は）は約47.5%の値上げとなります。

維持年金につきましては、3~6年度分は約28.2%、7~10年度分は約31.1%、11~15年度分は約33.7%の値上げとなります。

### 2. 特許証交付手数料の廃止

現在は、特許査定された旨が官報に掲載された日から60日以内（延長可）に、特許証交付手数料の支払いが必要です。

INPIの公表によりますと、特許証交付手数料は2025年12月20日付で廃止され、自動的に特許証が交付されることになります。

経過措置といたしまして、2025年9月21日から2025年12月20日までに特許査定となった案件は、特許証交付手数料の納付は任意となります。納付しない場合は、特許証は2025年12月20日以降に発行されます。特許証交付手数料を納付しますと、2025年12月20日より前に特許証が交付されます。

# 中南米

2025年8月掲載

## 【ブラジル】ブラジル連邦控訴裁判所、補正に関する画期的な判決

リオデジャネイロの第2巡回区連邦控訴裁判所（TRF2）は、治療方法のクレームをスイス・タイプ・クレーム\*に補正することは保護範囲の拡張に当たらないとした下級裁判所の判決を支持しました。

\*スイス・タイプ・クレームとは、疾病Yの治療薬の製造における化合物Xの使用（use of compound X in the manufacture of a medicament for the treatment of disease Y）のような形式で記載されたクレームのことと言います。

本件において、原告が治療方法のクレームをスイス・タイプ・クレームに補正して分割出願したところ、ブラジル産業財産庁（INPI）が却下しました。その理由としてINPIは、この補正是親出願の範囲を超えてするものであり、特許法第32条に反するとしています。

従来より、INPIは、審査請求後に治療方法のクレームをスイス・タイプ・クレームに補正することを認めておらず、特許法第32条により拒絶してきました。

これを不服とした出願人は、INPIの決定に異議を唱え、出訴しました。

訴訟の過程で、裁判所が任命した専門家は、本件分割出願は親出願の保護範囲を超えておらず、スイス・タイプ・クレームへの補正是、保護範囲を拡張するどころか、実際には減縮していることを確認しました。専門家の結論に基づいて、第一審裁判所は原告勝訴の判決を下しました。

これに対し、INPIは控訴しましたが、TRF2は第一審の判決を支持し、スイス・タイプ・クレームへの補正是法的要件に違反しておらず、分割出願が適法になされたことを確認しました。

INPIが控訴する可能性もありますが、この判決はブラジルのプラクティスをより国際基準に近づけるもので、製薬企業等にとって、朗報となりそうです。

# 中南米

2025年8月掲載

## 【ブラジル】INPI、公知な物の新規な用途に関する審査ガイドライン改訂案公表

ブラジル産業財産庁（INPI）は、「化学分野における審査ガイドライン(規則第208/2017号)」の第9章に関する改訂案を公表し、意見募集を開始しました。この規則は公知な物の新規な用途に関する発明、特に、新たな医薬用途についての判断基準を定めています。

### 改訂案の主なポイント

ブラジルでは、第二医薬用途発明は、スイス・タイプ・クレームで記載された場合のみ特許が認められ得ます。スイス・タイプ・クレームとは、疾病Yの治療薬の製造における化合物Xの使用（Use of compound X in the manufacture of a medicament for the treatment of disease Y）のような形式で記載されたクレームのことと言います。この点については、変更はありません。

今般の改訂案では、新規性及び進歩性の判断基準が明確化されています。

新規性・進歩性の有無については、従来と同じく、新たな目的や用途のみを基準として判断されるべきであることが強調されています。そして、新規性や進歩性がないと判断され得る例がいくつか追加されています。

### 新規性がないとされる例

- ・投与量の変更
- ・投与経路の変更
- ・治療スケジュールの変更
- ・患者群の特定（例：特定の患者群、例えば糖尿病患者、子供、高齢者に対する公知な物の使用）。

### 進歩性がないとされる可能性が高い例

- ・新しい用途の作用機序が、その用途に使用されている化合物の公知の作用機序と同一である場合
- ・化合物の作用機序が公知であり、かつその機序が新規の治療用途に関連性がある場合
- ・公知の化合物と構造的類似性がある場合
- ・新しい用途が、既に文献で公知にされた副作用や症状マネジメントに基づいたものである場合
- ・新しい適応症と従来の適応症の病因が同じである場合。

# 中南米

## 適用範囲

改訂ガイドラインは、医療分野に限らず、すべての技術分野に適用され、例えば農薬分野における新規な用途では、以下の例が記載されています。

「トウモロコシの成長を促進するための化合物Xと化合物Yの組み合わせの使用」

## 出願後のデータ提出

改訂ガイドラインによりますと、出願時に治療用途の効果を裏付ける、*in vivo*の実験データの提出が必須です。

出願後は、たとえ元の開示に基づいていたとしても、実験データの提出は新規事項追加とみなされます。

尚、意見募集の期限は2025年9月27日です。意見募集後、改訂案に変更がある可能性があります。

改訂案全文（ポルトガル語）は、以下URLから入手できます。

[https://cdn.prod.website-files.com/59dc2576542805000192970f/688a806fc7632f2e0ff30519\\_Consulta%20P%C3%BAblica%202%202025%20-%20Minuta%20do%20Cap%C3%ADtulo%209.pdf](https://cdn.prod.website-files.com/59dc2576542805000192970f/688a806fc7632f2e0ff30519_Consulta%20P%C3%BAblica%202%202025%20-%20Minuta%20do%20Cap%C3%ADtulo%209.pdf)

## 中東・アフリカ・豪州・その他

2025年7月掲載

### 【エチオピア】パリ条約に加盟－2025年8月15日発効

2024年10月1日、エチオピア閣僚理事会は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」の批准を承認しました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2024年10月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16400/>

2025年5月15日、エチオピア連邦民主共和国は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」の加入書をWIPOに寄託し、181番目の同盟国となりました。

エチオピア連邦民主共和国は、2025年8月15日よりパリ条約に拘束されます。

### 【エジプト】特許審査料等改訂-2025年6月17日より

エジプト知的財産権庁 (Egyptian Authority for Intellectual Property : EAIP) は、2025年6月17日付官報にて法令2025年No.26を公布し、特許出願に関する審査手数料の値上げ等を公表しました。主な内容は以下の通りです：

1. 特許審査料が、25,000エジプトポンド（約72,500円）から50,000エジプトポンド（約145,000円）に値上げされました。
2. 特許審査において、EAIPが任命した専門家の意見が必要と認められた場合、専門家の手数料は、EAIP長官の決定により定められ、1件あたり最低1,000エジプトポンドかかります。料金改訂前は、この手数料は無料でした。
3. 特許審査料および専門家手数料は、通知日から3ヶ月以内に支払わなければなりません。期日までに支払われない場合は、必要な手数料（期限延長に関連する追加料金を含む）が支払われるまで、審査等の手続は一時停止されます。

尚、エジプトでは審査請求制度は採用されていません。

## 中東・アフリカ・豪州・その他

2025年10月掲載

### 【バーレーン】日本とバーレーン、PPHプログラム開始合意

日本国特許庁（JPO）とバーレーン王国工業商業省は、2国間特許審査ハイウェイ（PPH）の開始に合意しました。PPHプログラムは、2026年1月1日から開始される予定です。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202509/2025092201.html>

